

## コンテンツ産業官民協議会 参考資料①

- ◆映画の制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査について【概要】
- ◆アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査について【概要】

令和8年1月



**公正取引委員会**

Japan Fair Trade Commission

# 映画の制作現場における クリエイターの取引環境に係る実態調査について 【概要】

令和7年12月



**公正取引委員会**

Japan Fair Trade Commission

## 閣議決定

### ● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 (令和6年6月21日閣議決定)

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、  
(令和7年) 年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」

### ● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、2025年から行っている映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を進め、本年秋の結果公表を目指す。その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」

## ヒアリング調査

■ 令和７年１月から、業界の概要や実態、問題点等の情報収集を行うために、制作会社、様々な職種のクリエイター（フリーランス）、業界団体、製作委員会等に対してヒアリングを実施。

（ヒアリング実施対象者数）

|              | 映画分野 |
|--------------|------|
| 制作会社         | 21   |
| フリーランス（※）    | 22   |
| 業界団体         | 5    |
| 製作委員会等       | 14   |
| 有識者（弁護士・学者等） | 5    |
| 合計           | 67   |

※ 撮影・編集・音響等のフリーランスとして働くクリエイターに対し、所属している複数の業界団体又は有識者を通じてヒアリングを依頼

## アンケート調査

- 令和7年6月～7月にかけて、取引条件の明示状況等を把握するため、制作会社及びフリーランスに対してアンケート調査を実施

|      | 映画分野                                    |
|------|-----------------------------------------|
| 送付数  | 制作会社 : 1607社<br>フリーランス : 2000者超         |
| 回収数  | 制作会社 : 436社 (回収率27.1%)<br>フリーランス : 143者 |
| 実施期間 | 令和7年6月9日～7月14日                          |

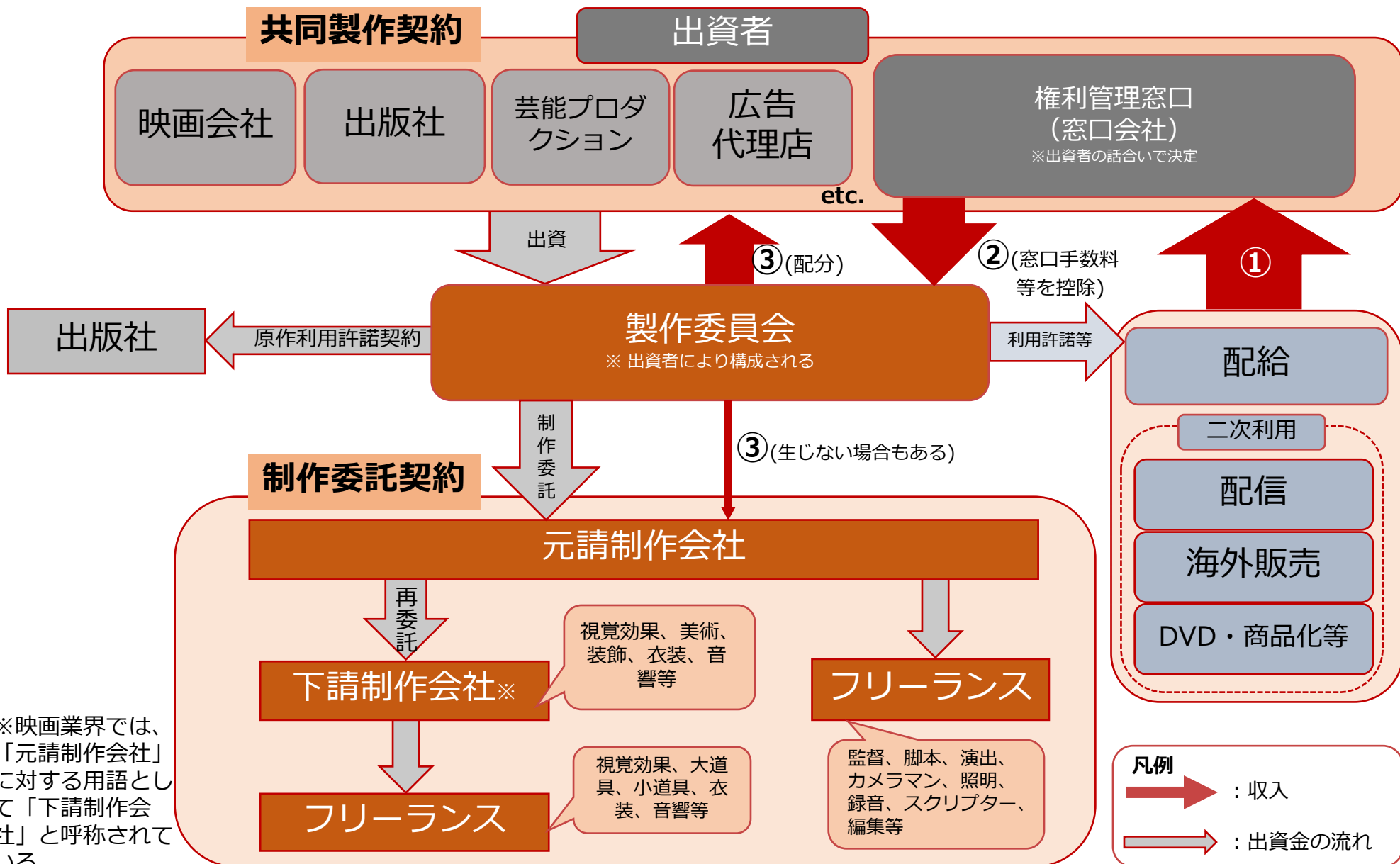
- ※ 制作会社向けアンケートについては、日本標準産業分類で映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）に分類される事業者等に対して回答を依頼
- ※ フリーランス向けアンケートについては、フリーランスが所属している業界団体又はヒアリングを実施した制作会社を通じて回答を依頼

## 情報提供フォーム

- 公正取引委員会のホームページ上に映画・アニメ共通の専用情報提供フォームを設置(令和7年1月29日)
- 同年11月末日までに両分野合わせて219件の情報が寄せられ、情報提供者へのヒアリングを実施

# 映画製作に係る市場の概要（取引主体）

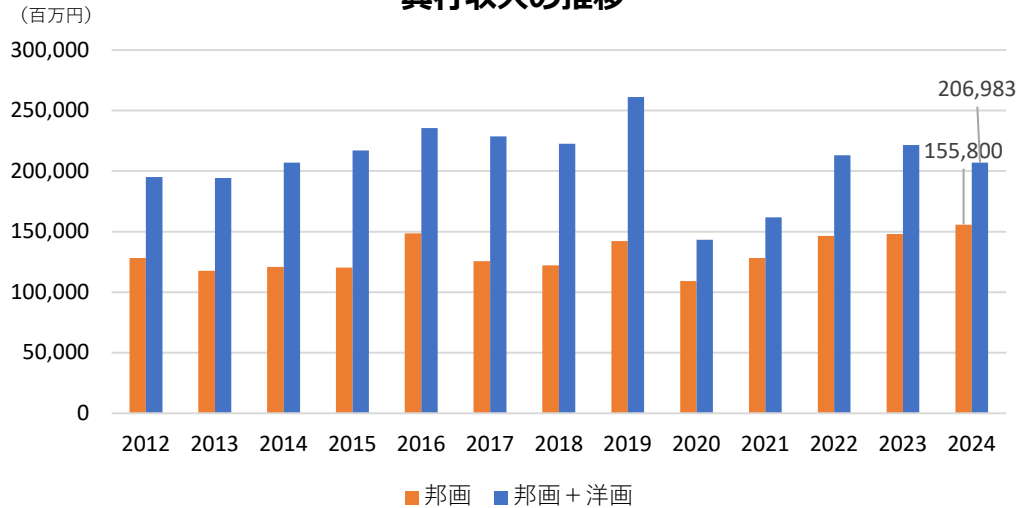
## 取引主体と収益構造（製作委員会方式の場合）



# 映画製作に係る市場の概要（市場規模等）

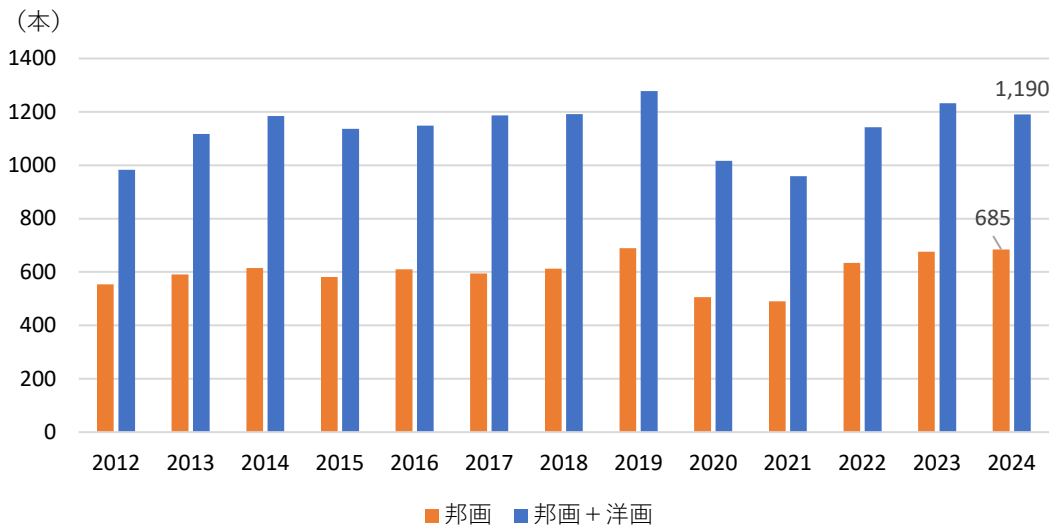
## 市場規模等

### 興行収入の推移



※邦画には実写、劇場版アニメ、ライブ映像等を含む  
※一般社団法人日本映画製作者連盟 過去データ一覧より

### 公開本数の推移



※一般社団法人日本映画製作者連盟 過去データ一覧より

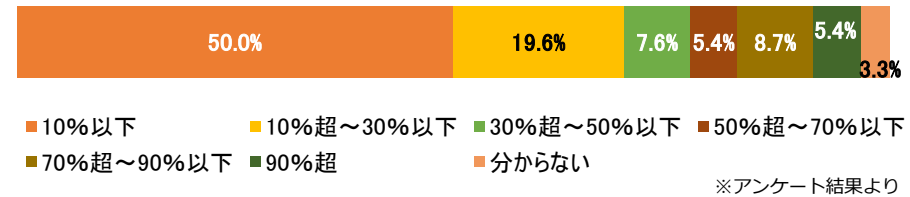
## 制作会社の事業概要等

### 制作会社の資本金及び従業員数

| 資本金<br>従業員数    | 1000万円<br>以下 | 1000万円<br>超5000万<br>円以下 | 5000万円<br>超 | 分から<br>ない | 計            |
|----------------|--------------|-------------------------|-------------|-----------|--------------|
| 10人以下          | 55<br>59.8%  | 7<br>7.6%               | 1<br>1.1%   | 1<br>1.1% | 64<br>69.6%  |
| 10人超100<br>人以下 | 11<br>12.0%  | 5<br>5.4%               | 4<br>4.3%   | 0<br>0%   | 20<br>21.7%  |
| 100人超          | 0<br>0%      | 2<br>2.0%               | 6<br>7.0%   | 0<br>0.0% | 8<br>9.0%    |
| 分からない          | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%               | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0% | 0<br>0.0%    |
| 計              | 66<br>71.7%  | 14<br>15.2%             | 11<br>12.0% | 1<br>1.1% | 92<br>100.0% |

※アンケート結果より

## 制作会社の全売上高において映画制作による売上高の占める割合



## 制作会社・クリエイター（フリーランス）の数

| 映画分野   |            |
|--------|------------|
| 制作会社   | 65社（※1）    |
| クリエイター | 約2200名（※2） |

（※1） 一般社団法人日本映画制作適正化機構に登録している総数

（※2） 一般社団法人日本映像職能連合を構成する各団体に所属する  
クリエイター総数

# 本報告書の主な指摘事項

|                    | 取引段階     | 問題となり得る行為                      | 違反となり得る類型及び適用法令                                       |
|--------------------|----------|--------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 製作委員会・元請制作会社間の取引   | 契約段階     | ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞            | 取引条件の明示義務（取適法）<br>優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）                |
|                    |          | ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定 | 買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）           |
|                    |          | ◆ 著作権の無償譲渡                     |                                                       |
|                    | 制作過程支払段階 | ◆ 発注取消し                        | 不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                |
|                    |          | ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払           |                                                       |
|                    |          | ◆ 減額、支払遅延（不払）                  | 減額、支払遅延（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                         |
| 元請制作会社・下請制作会社間の取引  | 契約段階     | ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞            | 取引条件の明示義務（取適法）<br>優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）                |
|                    |          | ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定 | 買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）           |
|                    | 制作過程支払段階 | ◆ 発注取消し                        | 不当な給付内容の変更・やり直し（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                 |
|                    |          | ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払           | 不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                |
|                    |          | ◆ 減額、支払遅延（不払）                  | 減額、支払遅延（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                         |
|                    |          |                                |                                                       |
| 制作会社・フリーランス間の取引    | 契約段階     | ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞            | 取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法）                         |
|                    |          | ◆ 著しく低い報酬水準                    | 買いたたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）<br>協議に応じない一方的な代金決定（取適法） |
|                    |          | ◆ 短納期発注による割増料金等の不払             |                                                       |
|                    | 制作過程支払段階 | ◆ 発注取消し                        | 不当な給付内容の変更・やり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）               |
|                    |          | ◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払              | 不当な給付内容の変更・やり直し等（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）              |
|                    |          | ◆ 減額、支払遅延（不払）                  | 減額、支払遅延（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）                       |
| 問題となり得る行為等         |          |                                |                                                       |
| 動画配信事業者・元請制作会社間の取引 |          |                                | 協議に応じない一方的な代金決定（取適法）、視聴回数等の情報の開示                      |

※取適法（改正下請法）が令和8年1月1日から施行されるため、各論においては、取適法の規制に基づいて記載している

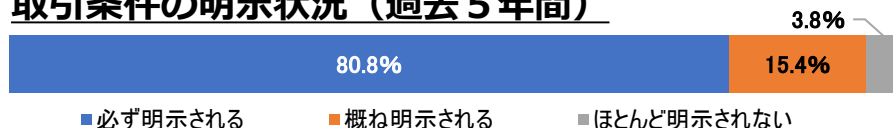
## 調査結果

## 【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（元請制作会社）では、「必ず明示される」「概ね明示される」を合わせて約96%が取引条件を明示されていると回答。
- ヒアリング（製作委員会）では、「契約書の交付状況は100%との認識」「映適ガイドラインの契約書ひな型を踏襲してもらうよう制作会社に依頼、交渉している」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「製作委員会の幹事会社とは必ず制作委託契約を交わしている」、「映画業界では、他の映像業界とは異なり、契約書は取り交わしている」旨の回答が多くあった。

※ 明示された事項として、「業務内容」「制作委託費」「支払時期」「納入時期」「著作権の取り扱い」は、それぞれ8割以上。

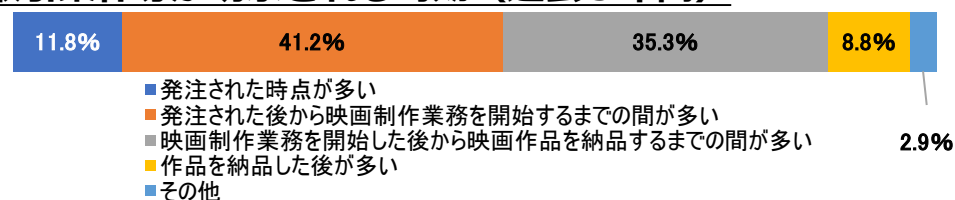
## 取引条件の明示状況（過去5年間）



## 【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（元請制作会社）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は約1割。「発注後から制作業務開始までの間」との回答が約4割、「制作開始後から納品までの間」との回答が約4割、「納品後」との回答が約1割。
- ヒアリング（製作委員会）では、「成功報酬の利率が決まらないなど調整が終わらず、制作着手までに契約書を締結できないことはある」との回答があった。
- 元請制作会社からは、「幹事会社の法務部門における契約書のチェック等が間に合わない場合に、制作委託費の一部支払のため、覚書を締結する例がある」、「契約してしばらくは契約書が作成されないため、それまで口約束のような状態が続き、なかなか安心できないのだが、企画を進めたり、スタッフを集めないと制作が間に合わない」旨の回答があった。

## 取引条件等が明示される時期（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

製作委員会との取引における取引条件の書面等による明示状況については、ほとんどの場合で重要事項を含む取引条件が明示されている一方で、明示時期については、製作委員会から元請制作会社への発注後、制作作業に着手した後である例が相当程度あるとみられる。この点、

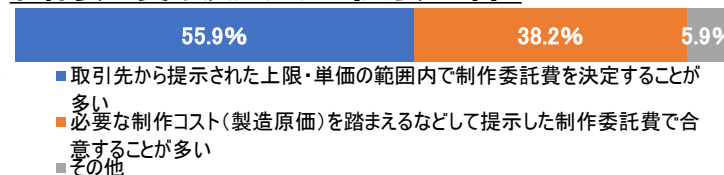
- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）は、元請制作会社に対する情報成果物作成委託に際して、直ちに、必要事項を明示しなければならない（取適法第4条第1項）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第4条第1項ただし書）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が映画制作を開始する前に取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で元請制作会社が業務を行うこととなるため、元請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

# 取引対価（制作委託費）の設定

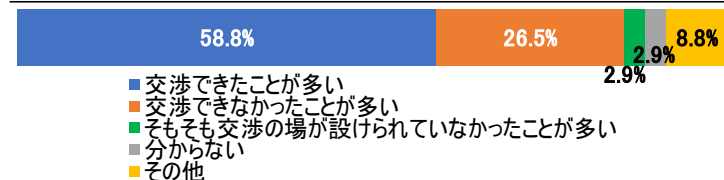
## 調査結果

- アンケート（**元請制作会社**）では、制作委託費の決定方法につき、「取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を決定することが多い」との回答が約6割、（制作会社が）「必要な制作コストを踏まえるなどして提示した制作委託費で合意することが多い」との回答が約4割であった。
- 制作委託費の額について「交渉できたことが多い」との回答が約6割。
- 過去10年で制作委託費が「上がっている」が約3割、「下がっている」が約2割、「ほぼ変わらない」が約4割であった。
- 元請制作会社の約7割が制作委託費に「満足していない」とし、その理由としては「物価上昇分が転嫁できない」、「要求クオリティが高くなっている」、「そもそも制作委託費が低い」とする回答がそれぞれ6割～7割であった。
- ヒアリング（**製作委員会**）では、「コストマークアップ方式（製造原価に利益を乗せた価格を最終的な取引価格に設定する方法）による見積りを基に決定する」、「委員会としての予想収益から総事業費（予算）を決め、実現可能なラインの制作委託費を交渉して決めている」との回答があった。
- 元請制作会社**からは、「制作費の交渉は、増額よりも、予算に見合った脚本への書換えなど費用を下げる方向で行われることが多い」、「製作委員会から提示された予算が足りない場合、交渉をするが、大体満足のいく交渉結果となることはなく、製作委員会から締め付けられた分、下請会社やフリーランスを締め付けないと作品を作ることができない」、「大半の場合で成功報酬が付く」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「あくまでコストの積み上げであり、力関係による一方的なものではない」との回答があった。

## 制作委託費の決定方法（過去5年）



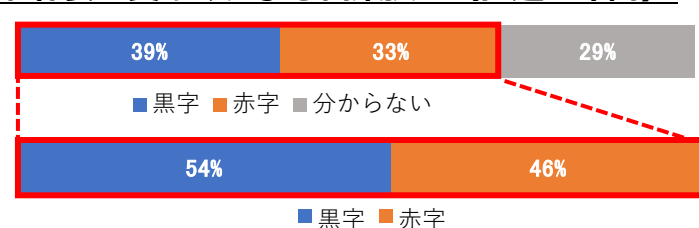
## 制作委託費の額についての交渉の可否（過去5年）



## 制作委託費の水準の変化（過去10年）



## 制作委託費のみによる営業損益（直近1年間）



## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

※ 直近の事業年度5年間等対象期間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

約3割が制作委託費が上がっていると回答する一方で、下がっているとの回答が約2割、ほぼ変わらないとの回答が約4割あったほか、制作委託費のみによる営業損益については約5割の元請制作会社が赤字と回答したことなどから、元請制作会社の収益性は高くない状況にあるとみられる。このような状況が、直ちに取適法又は独占禁止法違反となるわけではないが、

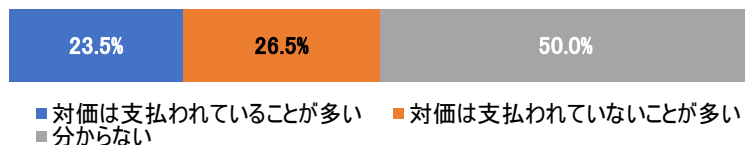
- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に対して、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号ハ）。

# 権利が譲渡される場合の対価の設定

## 調査結果

- アンケート（**元請制作会社**）では、元請制作会社に帰属する著作権を譲渡する場合の対価について、「支払われていることが多い」との回答が約2割、「支払われていないことが多い」との回答が約3割であり、支払われる場合「制作委託費に含まれる」との回答が最も多かった。著作権の帰属主体や対価については、「交渉できたことが多い」との回答が約3割、「交渉できなかったことが多い」、「交渉の場が設けられていない」との回答が合計で4割弱であった。
- ヒアリング（**製作委員会**）では、「著作権を元請制作会社が保有する場合、契約上、納品時に製作委員会に譲渡する旨が規定されている」、「譲渡対価は制作委託費に含まれている」、「権利を運用して利益を得るビジネスモデルであるので、運用力のある製作委員会に著作権を集約させることには合理性があると考えている」、「著作権が発生した時点では運用していない以上、価値が見いだせないため、別途著作権の移転の対価を見積もることは現実的でない」などの回答があった。
- 元請制作会社**からは、「著作権は制作会社が原始取得し、製作委員会に無償譲渡していると想定して取引している」、「製作委員会から著作権に関して説明を受ける事はなく、話題にも上らない」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「著作権を元請制作会社が保有する場合、著作権ごと納品することを前提に制作委託費を支払っているのであって、別途譲渡対価という概念は生じ得ない」との回答があった。

## 帰属する著作権を譲渡する場合について著作権の対価の支払状況（過去5年間）



## 著作権の帰属主体・譲渡対価についての交渉状況（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

著作権の譲渡対価について、製作委員会からは「著作権の譲渡対価は制作委託費に含まれる」との回答があったが、元請制作会社からは「著作権を無償譲渡していると想定して取引している」旨の回答があり、元請制作会社は著作権を実質的に無償譲渡している又は対価として不十分と認識している場合があるものと考えられる。この点、

- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、通常支払われる対価より著しく低い額を不当に定める場合は、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法上の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、制作委託に際して、成果物と併せて著作権を自己に譲渡させる場合に、優越的地位を利用して、一方的に元請制作会社に著しく低い対価で譲渡させることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（製作委員会）では、「映画の制作中断・中止の際は、最低でも1か月程度はスタッフ等の拘束費分の費用を支払ったり、次の作品や他の案件の斡旋をしたりするなど、適切な対応を行うようにしている」との回答があった。
- ・ 元請制作会社からは、「企画したものがキャンセルになることもある。企画から制作開始の間も、企画会議に複数回出席したり、リサーチをしたり人的コストが発生している。少額でも払ってもらうようかなり粘って交渉している」、「すでに口頭で映画制作を行うことが決定し、制作（又は制作準備）をしているにもかかわらず、（中止や延期になった際に）製作委員会から『契約書もまだなのに、人を使ったのはそちらの都合でしょ』と言われ、費用を負担してもらえないことがある」との回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた元請制作会社の費用等を負担しない事例があると回答した元請制作会社があった。

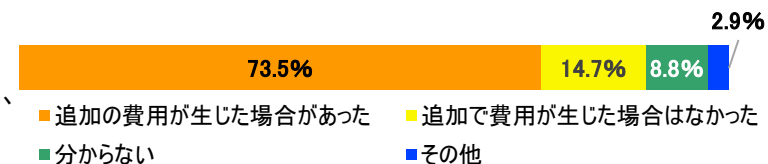
- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注取消しを行い、元請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことにより元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

# 追加制作委託費の支払

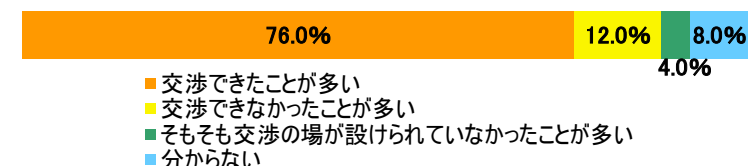
## 調査結果

- アンケート（**元請制作会社**）では、「追加の費用が生じた場合があった」という回答が約7割。追加費用が生じる場合の交渉は、一定程度行われているとみられるが、製作委員会からの追加費用の支払については、「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われて、金額として納得できたことが多い」という回答が合計で6割、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」、「全く支払ってもらえなかったことが多い」という回答が合計で4割。
- ヒアリング（**製作委員会**）では、「制作会社は当初契約の制作費内で制作するという完成保証義務を負うため追加費用は台風や地震などの場合を除き支払わない」との回答があった一方で、「予備費を設けるなどして追加で制作委託費を支払うことが多い」、「キャストの事故等の不可抗力により追加費用が必要になった場合に制作会社と協議することは、映適ガイドラインに関係なく従来から行われてきた」といった回答があった。
- 元請制作会社**からは、「キャストの体調不良など制作会社がコントロールできない事由によって予想外に生じた費用は、追加で支払われることがある」、「完成保証義務を負うため、天災等を除き、制作委託費が不足しても製作委員会が追加で支払うことはほとんど無い」、「撮影期間を決めた後にスケジュール上撮影不可能なキャストを使用するよう製作委員会の幹事会社から言われることがあるが、追加費用を当社が負担するしかない」などの回答があった。

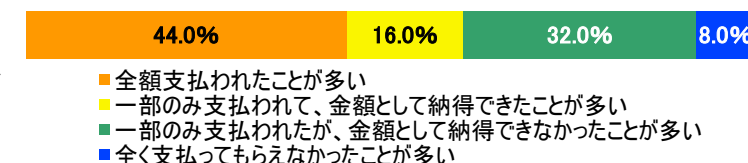
### 追加費用が生じた場合の有無（過去5年間）



### 追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去5年間）



### 追加費用の支払の有無（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

約7割の元請制作会社から、過去5年間に「追加の費用が生じた場合があった」との回答があったが、製作委員会から追加の制作委託費が支払われている場合もあるとの回答もある一方で、元請制作会社の責めに帰さない追加費用について製作委員会が支払わない場合もあるとの回答もみられた。

- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）などを行わせることによって、元請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した費用を元請制作会社に対して支払わない等元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及びやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更したりすることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（元請制作会社）では、「発注段階で決まっていた報酬が、支払い時に半額にされた」旨の回答があった。
- ・ また、事業者団体からは、「少なくとも上場しているような大企業で減額のような事はありません」（製作委員会側の事業者団体）、「少なくとも上場しているような大企業で減額のような事はありませんだろうし、そのような事はできない」（制作会社側の事業者団体）との回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

一部ではあるが、発注時の代金額から、減額されたことがあると回答した元請制作会社があった。

- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、代金を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第5条第1項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、元請制作会社に対して、正当な理由が無いのに、契約で定めた対価の減額をし、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号ハ）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（元請制作会社）では、「入金が遅れることがあるが、それは幹事会社の内部事情のためだ。例えばある企業は、力の弱い映画部門が予算を早く使いたいなどとなかなか言い出せないという事情があるようだ」、「急に発注された案件で契約書を交わせないまま作業し、撮影して納品までしたが制作委託費が支払われなかったことがある」などの回答があった。
- ・ 事業者団体からは、「製作委員会の中での手続きが滞って支払遅延となることは無い。支払遅延が起こるとすれば幹事会社内の手続きの問題であろう」、「（支払期日の設定について）ランニングコストを元請制作会社に支払わないと撮影ができないので、分割して支払うことが一般的である。成果物の納品が無い中で支払うことは、制作会社が倒産した場合にはリスクとなるのだが、制作会社とは共存共栄の関係なので分割払いにしている」との回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

一部ではあるが、製作委員会が、制作委託費をその支払期日の経過後なお支払わない場合があるとの元請制作会社からの回答があった。

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の給付の内容について検査するかどうかを問わず、受領日（元請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1項第2号）。

※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。契約上、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。また、映画の制作委託契約では、制作委託費の分割払いに際して、一部の支払期日を納品日より前に定めるケースがみられるが、その場合は、成果物の受領の有無に関わらず、各支払期日までに支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる。

■ 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日に制作委託費を支払わないことにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

# 取引条件の明示状況、明示時期

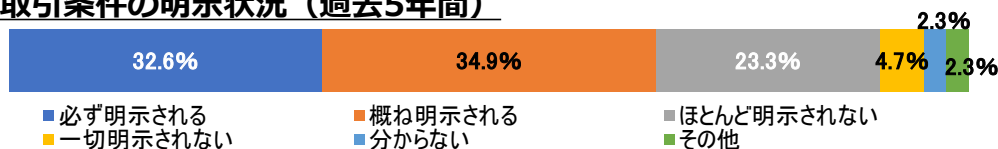
## 調査結果

### 【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（**下請制作会社**）では、取引条件を「必ず明示される」が約3割、「概ね明示される」が3割強あった一方で、「ほとんど明示されない」、「一切明示されない」との回答も併せて3割弱あった。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「下請制作会社が制作を開始する際に、必ず発注書を交付している」との回答があった。
- 下請制作会社**からは、「制作会社から契約書や発注書が交付されることはほぼ無い」、「発注書や契約書のやり取りが発生するのは一部大手企業との場合のみで、全体の2割程度」、「契約書が交わされない理由として、監督のその時の考え次第で都度衣装を準備することが多く、最初に衣装の予算を決めることが難しく書面を交付することは困難ということがある」との回答があった。

※明示された事項としては、「業務内容」（93.1%）、「制作委託費（金額の多寡）」（82.8%）など。

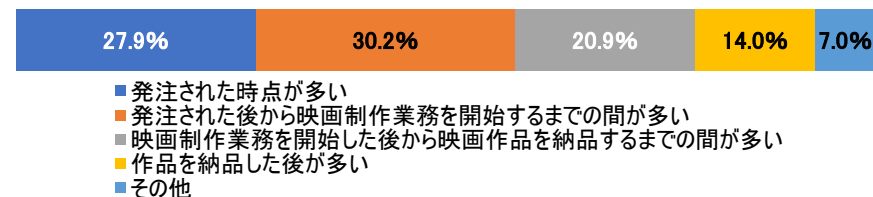
### 取引条件の明示状況（過去5年間）



### 【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（**下請制作会社**）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は3割弱。「発注後から制作業務開始までの間」、「制作開始後から納品までの間」、「納品後」との回答が併せて6割強。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「遅くとも最初の支払いが発生する前に契約書を交わす」、「継続的なシリーズ作品の場合には、1年半～2年前には制作が始まるため、2年前には既に発注書を交付している」との回答があった。
- 下請制作会社**からは、「業務着手時点で契約書が作成されていない場合もたまにある。口約束で契約を締結し、着手した後では、取引条件に納得できない点があるからといって撤退することは難しい」との回答があった。

### 取引条件等が明示される時期（過去5年間）



## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

取引条件の明示は多くの場合で行われているものの、書面等による取引条件の明示が発注時点で行われるとする回答は3割程度にとどまる。

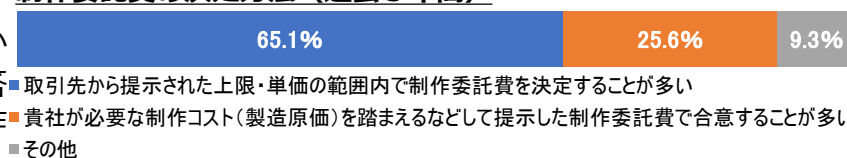
- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社は、下請制作会社に対する情報成果物作成委託に際して、直ちに、必要事項を明示しなければならない（取適法第4条第1項）。
- ◆ また、元請制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第4条第1項ただし書）。
- 取適法の適用対象でない場合も、下請制作会社が委託業務に着手する前に書面等により取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で下請制作会社が業務を行うこととなるため、下請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

# 取引対価（制作委託費）の設定

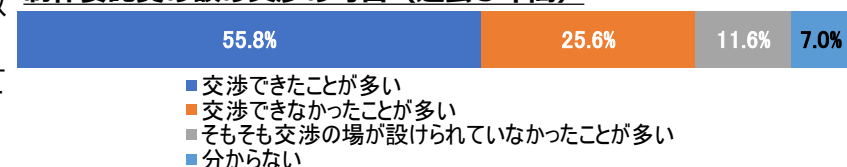
## 調査結果

- アンケート（**下請制作会社**）では、制作委託費の決定方法につき、「取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を交渉することが多い」との回答が7割弱、（制作会社が）「必要な制作コストを踏まえるなどして提示した制作委託費で合意することが多い」との回答が3割弱であった。
- 制作委託費の額の交渉について「交渉できたことが多い」との回答が過半数あった。
- 制作委託費の水準について、「上がっている」との回答が約2割、「下がっている」との回答が3割弱、「ほぼ変わっていない」との回答が約5割あった。
- 制作委託費のみの営業損益につき、75%の元請制作会社が「黒字」と回答。25%が「赤字」と回答した。
- 7割弱の下請制作会社が制作委託費に「満足していない」と回答し、その理由としては「そもそもの制作委託費が低い」、「物価上昇分が転嫁できない」、「要求クオリティが高くなっている」との回答が多い。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「プロデューサーに対して、下請制作会社からの交渉がなくとも、予算の範囲内に収まるのであれば報酬を必要以上に値切らなくてよいと伝えている」、「昨今では政府からの外圧もありフリーランスや下請制作会社へのギャラを低くすることはできない」との回答があった。
- 下請制作会社**からは、「制作費は、ここ10年、20年で上がっていない。大規模の商業映画はともかく、中規模の映画の予算が増えている状況ではない」、「交渉を行おうとすると競合他社に発注することも出来るとほのめかしてくることもある」との回答があった。

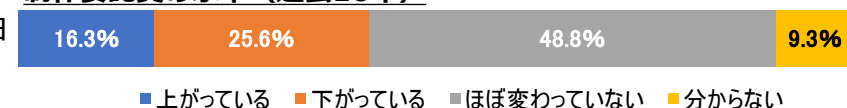
### 制作委託費の決定方法（過去5年間）



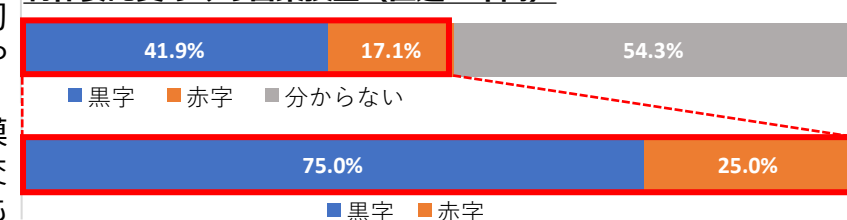
### 制作委託費の額の交渉の可否（過去5年間）



### 制作委託費の水準（過去10年）



### 制作委託費のみの営業損益（直近1年間）



※ 直近の事業年度5年間等対象期間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

制作委託費の水準は「下がっている」との回答が3割弱、「ほぼ変わっていない」との回答が約5割あり上昇傾向にあるとまではいえない状況がうかがわれた。制作委託費のみによる営業損益については下請制作会社の25%が赤字と回答しており、下請制作会社によっては収益性が低い状況にあると考えられる。このような状況が、直ちに取適法又は独占禁止法違反となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社に対して、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、元請制作会社が、下請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号ハ）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（**元請制作会社**）では、「中止や延期により制作会社は発注先やフリーランスの報酬をある程度補償する必要があるのだが、中止や延期を決めた製作委員会は、補償金の原資を出してくれる場合もあるが、全く支払ってくれない場合もある」との回答があった。
- ・ **下請制作会社**からは、「映画は直前に制作中止となることで予定が空くこともある。その際は当社としては、それまでの作業代として数%をもらうようにしている」、「コロナ禍や役者によるトラブルなどのケースでは制作中止になることがある。年単位でスケジュールを調整しており、同規模の取引を急遽確保することは難しく損失が出る」、「キャンセル料が支払われるのかどうかは、場合による。映画の製作委員会からキャンセル料が支払われれば下請にも降りてくるが、元請制作会社が受け取っていないと支払われない」との回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

下請制作会社から、発注が取り消された場合には「それまでの作業代として数%もらうようにしている」との回答があった一方で、元請制作会社から映画制作を受託した後、当該発注がなくなったが既に行った作業に対する報酬が支払われなかったことがあるとの回答があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注を取り消し、下請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことなどにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 追加制作委託費の支払

## 調査結果

- アンケート（**下請制作会社**）では、「追加の費用が生じた場合があった」との回答が約6割あった。追加費用が生じる場合の交渉については、「交渉できたことが多い」との回答が約7割あり、一定程度できているとみられるが、元請制作会社からの追加費用の支払については「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われたが金額として納得できたことが多い」との回答が過半数あった一方で、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」との回答が約2割、「まったく支払ってもらえなかったことが多い」との回答が約15%あった。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「過去には、フリーランスや下請制作会社への対価を低く抑えるということはしていたが、昨今では公取等政府からの外圧もありフリーランスや下請制作会社への対価や報酬を低くしたり払い渋ったりするといったことはできない」との回答があった。
- 下請制作会社**からは、「想定より作業量が多い場合は交渉する」、「俳優がけがをしたことで2週間や1か月撮影期間が延びることはたまにあり、外資系動画配信事業者が元請制作会社のクライアントである場合は延長した分の追加費用を出してくれるが、製作委員会の場合は様々である」、「リメイクによる追加費用については、交渉して追加費用を出してもらうようにしている」、「当社の技術力による問題でないにもかかわらず、指示が変わってリメイクを延々と出される場合もある。それでも追加の対価をもらえるとは限らないし、もらえても微々たるものである」との回答があった。

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

## 追加費用が生じる場合の有無（過去5年間）



- 追加の費用が生じた場合があった
- 追加で費用が生じた場合はなかった
- 分からない
- その他

## 追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去5年間）



- 交渉できたことが多い
- 交渉できなかったことが多い
- そもそも交渉の場が設けられていなかったことが多い
- その他

## 追加費用の支払いの有無（過去5年間）



- 全額支払われたことが多い
- 一部のみ支払われて、金額として納得できたことが多い
- 一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い
- 全く支払ってもらえなかったことが多い
- その他

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

6割超の下請制作会社から追加費用を要する状況が生じた経験があったとの回答があったが、元請制作会社と下請制作会社の協議等によって元請制作会社から追加の制作委託費が支払われる場合もあるとの回答もある一方で、追加費用の発生原因が下請制作会社の責めに帰さないと考えられる場合であっても、元請制作会社が追加費用を支払わない場合もあるとの回答もみられた。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し等を行わせることによって、下請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した分の費用を下請制作会社に対して支払わない等、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及びやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更することにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

# 減額・支払遅延（不払）

## 調査結果

### 【減額】

- ヒアリング（**下請制作会社**）では、「発注を受けた後、見積り金額を出して合意したものの、先方から完成度が要求していたものより低いので、やり直しをして欲しいと言われることがある。先方の言うクオリティが発注時点やその後のやり直し指示のときも明確ではなく、やり直ししても先方が満足せず、やり直しに係る追加の費用を支払わないどころか、減額された」との回答があった。

### 【支払遅延（不払）】

- ヒアリング（**下請制作会社**）では、「元請制作会社や作品によっては、制作の進捗状況によって支払うという曖昧な支払条件へプロジェクトの途中で変更されることはある。成果物に対してディレクターの承認を得てから支払いたいという趣旨で、往々にしてプロジェクトの終わりの方になってそのような話が出てくる。規模の大きい元請制作会社が発注者の場合、決裁に時間が掛かるなど承認を得るのに時間を要し、結果として支払時期が遅くなる」、「納品し、支払期日になっても支払がなく確認したところ、『お金がないので支払えない』と言われ一年経った今でも支払いを受けていない」との回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

### 【減額】

一部ではあるが、発注時の代金額から減額されたと回答した下請制作会社があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、代金を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第5条第1項第3項）。
- ◆ 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた対価を減額し、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

### 【支払遅延（不払）】

一部ではあるが、制作委託費をその支払期日の経過後なお払われない又は不払があると回答した下請制作会社があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（下請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1項第2号）。（※）
- ※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。契約上、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。また、映画の制作委託契約では、制作委託費の分割払いに際して、一部の支払期日を納品日より前に定めるケースがみられるが、その場合は、成果物の受領の有無に関わらず、各支払期日までに支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日までに制作委託費を支払わないことにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

# 取引条件の明示状況、明示時期

## 調査結果

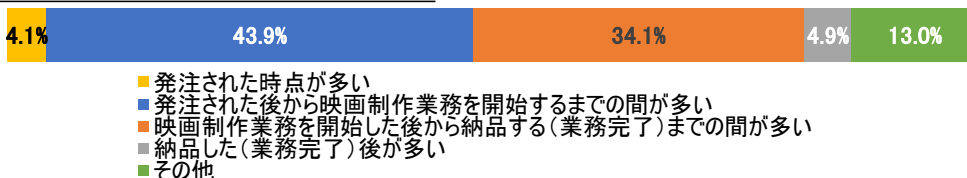
### 【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（フリーランス）では、「仕事の内容」、「報酬の額又は単価」、「支払期日」、「納入時期」について「事前に書面で伝えられている」とする回答は1～2割程度であった。
- ヒアリング（制作会社）では、「ここ10年くらいで契約書の取り交わしが浸透してきた」との回答がある一方で、「フリーランスは、契約書を渡しても署名してくれない」などの回答もあった。
- フリーランスからは、「最近は契約書を交わすことが増えている」との回答がある一方で、「発注書など取引条件が記載された書面を受け取ったことは無い」との回答もあった。

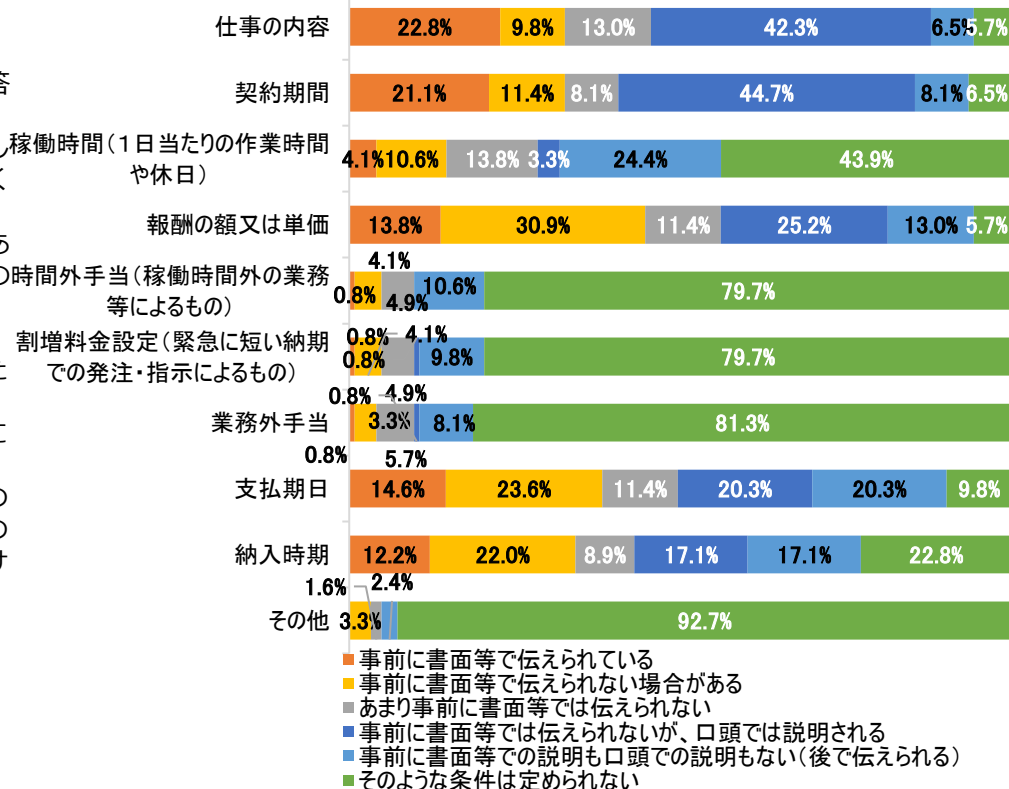
### 【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（フリーランス）では、取引条件の明示時期について、「発注された時点が多い」との回答が約4%あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「クランクインの前までには発注書を送るようにしている」との回答があった。
- フリーランスからは、「交渉がなかなかまとまらず、クランクイン後まで条件の折り合いがつかず確定した取引条件が明示されないまま稼働することもある。その場合、すぐに別作品へ乗り換えることが現実的でないので、提示された条件を受け入れざるを得ない」との回答があった。

### 書面等の交付時期（過去3年間）



### 取引条件の明示状況（過去3年間）



※ 直近の3年間における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上の考え方

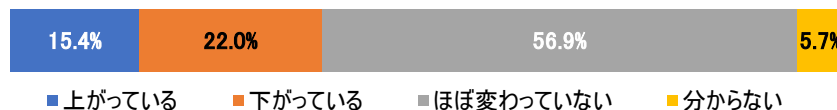
書面により取引条件が明示されることが多くなってきているとのフリーランスの回答もある一方で、取引条件のうちフリーランス・事業者間取引適正化等法上書面等で明示することが求められている「仕事の内容」、「報酬の額または単価」、「支払期日」、「納入時期」等の主要な事項であっても、書面等での明示等が発注時点で行われることは1割から2割程度にとどまるとみられる。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、明示すべき事項を記載した発注書面などの書面等により取引条件を明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）。
- ▲ また、制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により取引条件を明示することが求められる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項ただし書）。

## 調査結果

- アンケート（フリーランス）では、この10年で報酬の水準について、「上がっている」との回答が約15%であったのに対し、「下がっている」との回答が約2割、「ほぼ変わっていない」との回答が約6割あった。
- 報酬への満足度は、約9割が「満足していない」と回答した。理由としては、「物価の上昇に追いついていないから」、「そもそもの報酬/単価が低いから」という回答が約9割あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「監督・技師以外は比較的売り手市場であり、制作会社よりもフリーランスの方が立場が強い場合もある」との回答があった一方で、報酬を上げられない理由として、「全体の予算に限界があるため、技師、チーフ、セカンド等のスタッフの報酬は、上げられない。制作費が上がらない限りはスタッフの報酬を上げることは難しい」との回答があった。
- フリーランスからは、「ずっと報酬の相場は変わっていない」、「相場よりも低い額が提示され、増額できたとしても相場に戻すのがやっとなのである」、「稼働後に条件を提示される映画業界の慣習はおかしい」との回答があった。

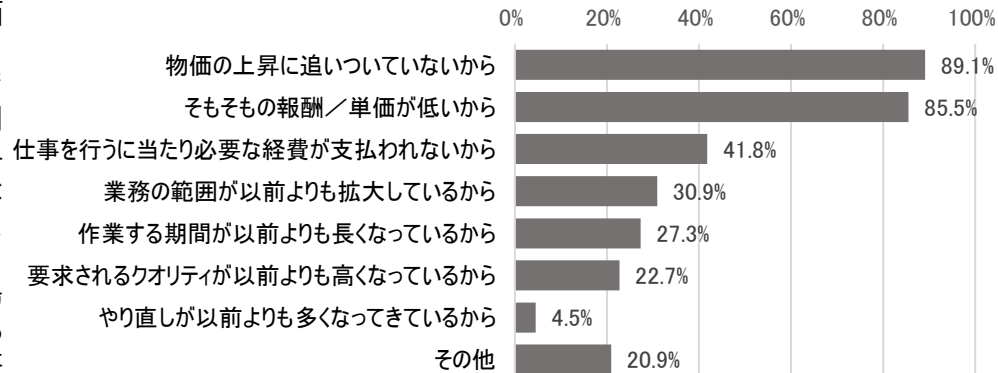
## 報酬水準の変化（過去10年）



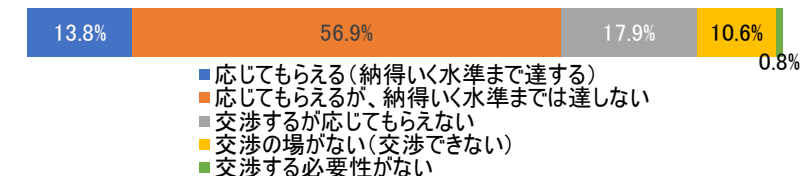
## 報酬水準への満足度



## 満足度していない理由



## 報酬の額や単価に係る交渉状況（過去3年間）



※ 直近の3年間における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

報酬の水準については、約1割強が「上がっている」、約2割が「下がっている」、約6割が「ほぼ変わらない」と回答しており、また、物価の上昇や、そもそもの報酬/単価が低かったといった理由により、約9割が現在の報酬水準に満足していない。このような状況が、直ちにフリーランス・事業者間取引適正化等法又は取適法違反となるわけではないが、

▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買ったたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。

◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、取適法上の問題（買ったたき）となる（取適法第5条第1項第4号）。

◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスから価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「制作会社から急いで仕上げ業務を行うようにとの指示で、通常であれば1か月半は必要な作業を3週間で終わらせた時があった。その場合は、特急料金が払われるわけではなく単に3週間分の拘束費（報酬）となり、業務量に対して報酬が見合わないものだった」との回答があった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

制作会社が、フリーランスに対して短納期での発注を行ったにもかかわらず、割増料金がなかった等のフリーランスの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、通常よりも短納期の発注を行う場合に、フリーランスに発生する費用増を考慮せずに通常の特価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買いたたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、短納期発注を行う場合に、通常の特価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、取適法上の問題（買いたたき）となるほか、制作会社が、フリーランスから短納期発注についての価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第1項第5号、同条第2項第4号）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（制作会社）では、「中断、中止した際には契約額の6割程度の補償をすることが慣習となっているが、当社は8割程度は支払っている」、「当社がフリーランスと交わす契約書ではキャンセルポリシーを記載することとしている」との回答があった。
- ・ ヒアリング（フリーランス）では、発注取消し後に補償等があったとする回答がある一方で、「企画が潰れた際は、それまでのシナリオ制作に掛かった料金は請求するようにしているが、請求に対して、十分に支払われない場合がある」、「映画制作が直前で中止等となったとしても、制作会社によっては補償をしてくれないことがある。そうなるとすぐに仕事も見つからないので無報酬になる」などの回答もあった。
- ・ 事業者団体からは、「発注取消しがあってもフリーランスには、当月100%、翌月50%程度の補償をしているところが多いのではないか」との回答があった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

一部の取引において発注が取り消され、既に行った作業に対する報酬等が支払われなかった旨のフリーランスの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに発注を取消し、フリーランスが行った作業にかかる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに発注を取消し、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。

## 調査結果

## 【期間延期・延長】

- ・ ヒアリング（制作会社）では、「スタッフとの契約は月単位であるため、延期された分だけ、当社がスタッフの費用を負担する」との回答があった。
- ・ フリーランスからは、追加報酬等が支払われたとの回答がある一方で、「（当初の契約期間以降も）業務を行っていたにも関わらず報酬が支払われなかった」、「4月末に撮影がクランクアップしたのだが、5月以降にも残りの作業をしているにもかかわらず、制作会社から5月以降は契約期間が終了しているとされ、そこから報酬が全く発生しなかった」などの回答があった。

## 【当初の契約内容と異なる作業の追加】

- ・ ヒアリング（フリーランス）でも、「当初契約に含まれない追加作業として指示を受けて行うことがある。フリーランス側から追加報酬を要求しないと支払わないことがほとんどである。こちらから追加報酬を要求しても、無償でやらされることもある」、「監督から、本来であれば別の専門スタッフが配置される業務も担当して欲しいと指名され、当初想定していた業務の範囲外の業務を行ったものの、追加の報酬が出なかった」などの回答があった。

## 【やり直し】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「2, 3回のリテイクは依頼を受けた段階で織り込み済である。何度リテイクがあったとしても報酬は変わらないため、業務の期間が増えるばかりで相対的に報酬が安いものになる」、「編集作業を終え、先方から一度了解を得て報酬が支払われた後でも、やはり一部を直してくれというような依頼をされることがあるが、その分の報酬は出ない。公開までの期間が結構空いていることもあり、作品や監督によっては何度も直させられるものもある」などの回答があった。

## 【その他の給付内容の変更】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「予算が足りないことから、制作会社が各スタッフの契約終了時期を一方的に早めることがある。このような場合は、本来予定していた契約期間が短縮されるが、稼働期間分しか報酬は支払われない」、「（編集作業について）撮影が遅延するなど、自分に責任はなくても、無理に業務を終わらせなければならないが、割増料金等はない」などの回答があった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

フリーランスから、期間延期・延長、やり直し（リテイク）、当初の給付内容と異なる作業の追加、その他の給付内容の変更があり、追加報酬等が支払われなかったことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加の報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、やり直し（リテイク）、当初の契約内容と異なる業務等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加の報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合には取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。

# 減額、支払遅延（不払）

## 調査結果

### 【減額】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「予算が足りなくなったということで、当初提示されていた報酬から引き下げられることがある」、「振込手数料が勝手に引かれる」、「『あなたが助手の金額を増やせというから増やしたので、代わりにあなたの金額を減らします。』と、既に合意したはずの私の報酬を一方的に月額15万円ほど減らされた」との回答があった。

### 【支払遅延、不払】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「支払われるまで半年も掛かったことがある」、「報酬の振り込みが遅れることはまあある。そのような場合はフリーランス自身が催促しなければ向こうから連絡が来ることは基本的にないので、支払われるまで連絡する必要がある」、「制作会社は自転車操業状態の会社が多いので、払うつもりがあっても払えず、『次にお金が入ったら払うから』とされ、支払いが遅れる又は踏み倒される場合がある」との回答があった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

### 【減額】

一部ではあるが、フリーランスから、納品後に当初合意のあった金額から減額されたことがある、振込手数料分を減額されたことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずることはフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（報酬の減額）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1条第2項）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、委託代金の額を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第5条第1項第3号）。

### 【支払遅延・不払】

一部ではあるが、フリーランスから、支払期日に遅れて支払われたことがある、報酬が一部支払われなかったことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（フリーランスから成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお報酬を支払わない場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（期日における報酬支払義務違反）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第5項）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスへの委託代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合は取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1項第2号）。

# 制作委託費等の取引条件

## 調査結果

- アンケート（**元請制作会社**）では、制作委託費の額について（国内外の配信事業者と）「交渉できたことが多い」との回答が約7割。制作委託費の額への満足度は「満足している」が3割、「満足していない」という回答が4割強。制作委託費以外の報酬への満足度については、「満足している」が2割弱、「満足していない」との回答が4割弱。
- ヒアリング（**動画配信事業者**）では、「制作委託費とは別に制作委託費の何%といった形で、一定割合を一般管理費として口座を分けて支払っている」、「サブスクリプション契約で、個々の作品が直接収益に紐づくものではないため収益に連動させる報酬支払方法は難しい」、「リサーチ、シナリオハンティング、ロケーションハントなどといった企画開発で行う業務ごとに細分化した単価リストを作り、制作会社が実際に要した費用を当てはめることで、企画開発費を計算し、業務の対価として制作会社に必ず支払っている」との回答があった。制作委託費以外の報酬については「制作委託費以外の報酬（制作印税、成功報酬）を支払うことは一般的ではないが、作品の経緯や個別の交渉次第で何らかの追加報酬を支払う合意をする可能性もある」との回答があった。また、追加費用については「追加費用が生じた場合は根拠を提示してもらえれば、協議の上、超過分を負担している」との回答があった。
- 元請制作会社**からは、「外資系動画配信事業者との契約では、制作委託費とプロダクション費（利益）が完全に区別されている。制作委託費に対する利益の割合は、製作委員会方式の1割を下回るものの、制作委託費の規模が桁違いに大きいので、通常の映画よりも利益の金額ははるかに大きい」との回答があった一方で、「外資系動画配信事業者の作品の場合は、成功報酬というものはない」、「動画配信事業者との取引は、小さい制作会社であれば、利益は大きいと感じるが、大手制作会社であると、数千万円といった利益は小さいと感じられる」との回答もあった。

## 取適法上の考え方

動画配信事業者と元請制作会社から、製作コストが実費として支払われる他、元請制作会社の一般管理費が別途支払われる、追加費用が発生した場合には合理的な根拠が示されれば協議の上、超過分が支払われる旨の回答があり、元請制作会社が営業利益（黒字）を得やすい状況にあるものとうかがえる。一方で、制作印税や成功報酬等の仕組みは一般的には採用されておらず、動画配信事業者が制作委託費を全額負担する代わりに著作権の譲渡を受ける「買い切り方式」が一般的であるとみられ、製作委員会方式で制作印税等を得ている元請制作会社からは結果的に利益が大きくない旨の回答もある。このような状況が直ちに取適法上問題となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合、元請制作会社からレベニューシェア型（作品の売上や視聴回数等に応じて支払われる成果連動型の報酬方式）を含めた価格に関する協議の求めがあったにもかかわらず、動画配信事業者が、協議に応じなかったり必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。

## 制作委託の決定方法（過去5年間）

3.3%



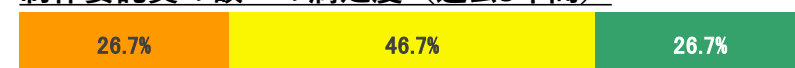
- 取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を決定することが多い
- 貴社が必要な制作コスト（製造原価）を踏まえて提示した制作委託費で合意することが多い
- その他

## 制作委託の額についての交渉の可否（過去5年間）



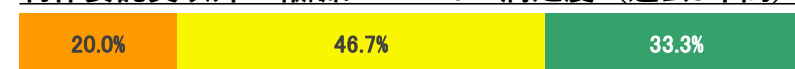
- 交渉できたことが多い
- 交渉できなかったことが多い
- そもそも交渉の場が設けられていなかったことが多い
- 分からない

## 制作委託費の額への満足度（過去5年間）



- 満足している
- 満足していない
- 分からない

## 制作委託費以外の報酬についての満足度（過去5年間）



- 満足している
- 満足していない
- 分からない

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

# 動画配信事業者による視聴回数等の情報開示

## 調査結果

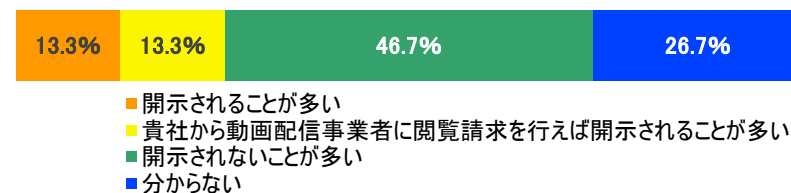
### 【視聴回数等情報の意味合い】

- ・ ヒアリング（製作委員会・元請制作会社）では、「マーケティングの観点から、視聴された回数は把握したい」、「次回作品の制作・配給・興行に生かせないため、最低でも視聴人数、さらには年齢別の視聴人数といったデモグラフィックなデータがあればうれしい」との回答があった。

### 【視聴回数等情報の開示状況】

- ・ アンケート（元請制作会社）では、（国内外の配信事業者からの）視聴回数の開示につき、「開示されることが多い」及び「閲覧請求を行えば開示されることが多い」との回答が計約3割、「開示されないことが多い」との回答が約5割であった。
- ・ ヒアリング（動画配信事業者）では、「配信後に作品の振り返りの場を必ず設けており、同作品がどの程度視聴された等については、必要に応じて共有している」などと、一定程度の情報開示を行っている旨の回答があった。一方で、ユーザーの属性や視聴時間帯等の詳細な情報については、費用が掛かることや営業秘密であることを理由として開示を行うことが困難である等の回答があった。
- ・ 製作委員会及び元請制作会社（配信事業者から制作委託を受けた経験のある会社）からは、「国内動画配信事業者には再生数のデータを月ごとに出してくれる会社もあるが、特に外資系配信事業者は全く情報を出さない」などの回答があった。

### 閲覧回数の開示状況（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

## 競争政策上の考え方

ヒアリング調査によると、動画配信事業者は、製作委員会や元請制作会社といった取引先（コンテンツプロバイダー）に対して、特にフラット型契約（許諾期間等に応じたライセンス使用料（固定額）を取引対価とする契約）となっている場合は、視聴回数等の情報を開示していない又は開示する情報の内容や精度がコンテンツプロバイダーの望む程度に達していない場合があるとみられる。これらの情報は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、制作委託費又はライセンスの対価の交渉の基礎となり得るものである。

動画配信事業者は、取引の相手方であるコンテンツプロバイダーに対して取引上の地位が優越している可能性はあり、動画配信事業者が視聴回数等の情報をコンテンツプロバイダーに提供しない場合に優越的地位の濫用に該当するか否かの判断に当たっては、両者の間で十分な協議が行われたか、動画コンテンツの需給関係等の事情を勘案して総合的に判断されることとなる。そのため、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、コンテンツの対価については、動画配信事業者とコンテンツプロバイダーの間における十分な交渉を通じて設定されることが望ましく、そのため、レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、動画配信事業者は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉に必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴状況等に係る情報を提供することが望ましい。

- ◆ 独占禁止法上、取適法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる行為の未然防止の観点から、製作委員会の構成事業者、制作会社、フリーランスに係る関係事業者団体等に対して、本報告書の内容を周知。
- ◆ 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法等の違反行為に対しては厳正・的確に対処。
- ◆ 本報告書の内容を基に、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定、公表する予定。



**公正取引委員会**

Japan Fair Trade Commission

# **アニメの制作現場における クリエイターの取引環境に係る実態調査について 【概要】**

令和 7 年12月



**公正取引委員会**

Japan Fair Trade Commission

## 閣議決定

### ● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 (令和6年6月21日閣議決定)

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、(令和7年) 年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」

### ● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、2025年から行っている映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を進め、本年秋の結果公表を目指す。その調査結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」

## ヒアリング調査

- 令和７年１月から、業界の概要や実態、問題点等の情報収集を行うために、制作会社、様々な職種のクリエイター（フリーランス）、業界団体、製作委員会等に対してヒアリングを実施

（ヒアリング実施対象者数）

|              | アニメ分野 |
|--------------|-------|
| 制作会社         | 34    |
| フリーランス（※）    | 16    |
| 業界団体         | 4     |
| 製作委員会等       | 14    |
| 有識者（弁護士・学者等） | 7     |
| 合計           | 75    |

※ 脚本・演出・作画等のフリーランスとして働くクリエイターに対し、所属している複数の業界団体又は有識者を通じてヒアリングを依頼

## アンケート調査

- 令和7年6月～7月にかけて、取引条件の明示状況等を把握するため、制作会社及びフリーランスに対してアンケート調査を実施

|      | アニメ分野                                   |
|------|-----------------------------------------|
| 送付数  | 制作会社 : 417社<br>フリーランス : 1900者超          |
| 回収数  | 制作会社 : 130社 (回収率31.2%)<br>フリーランス : 165者 |
| 実施期間 | 令和7年6月16日～7月22日                         |

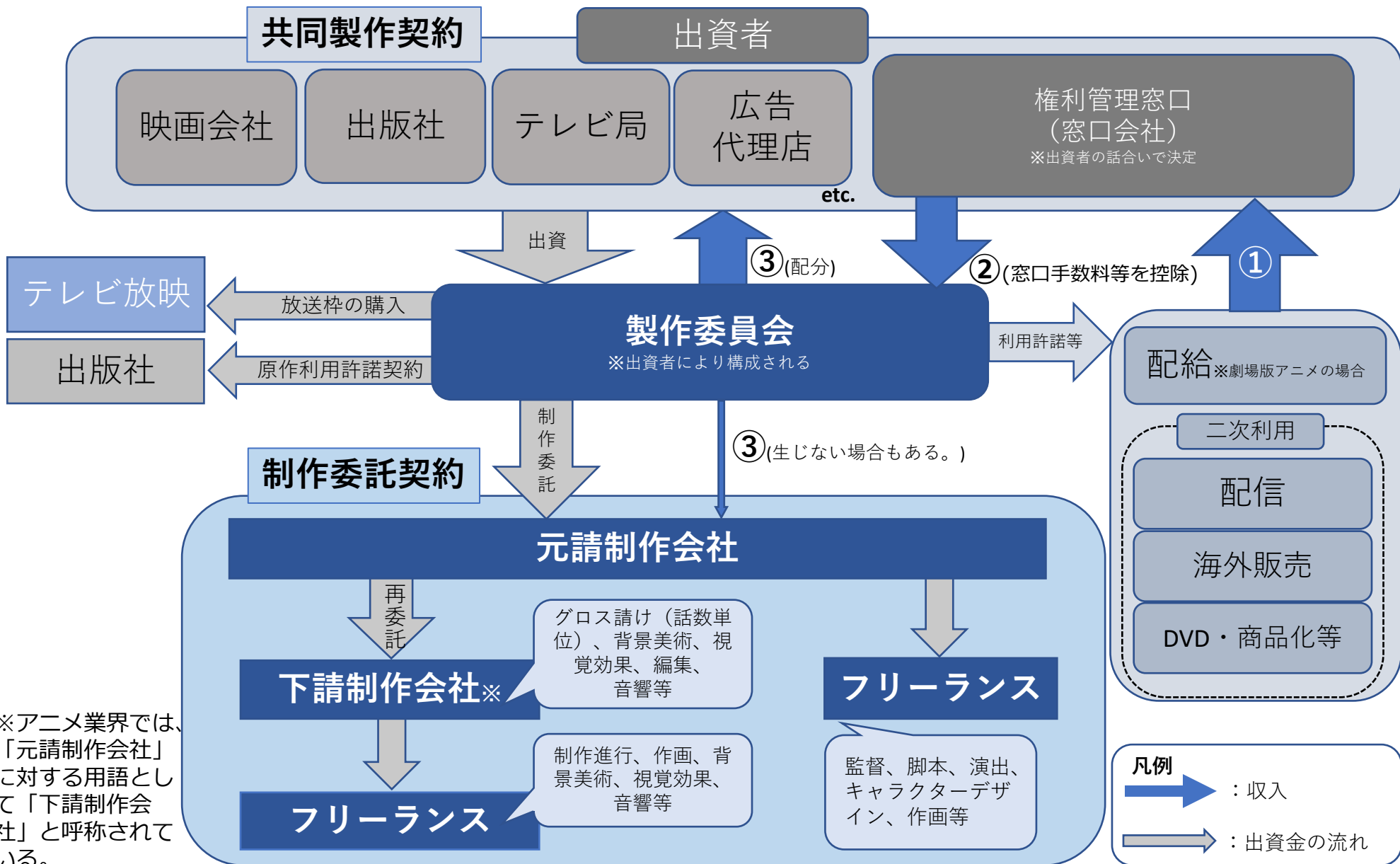
- ※ 制作会社向けアンケートについては、日本標準産業分類でアニメーション制作業等に分類される事業者等に対して回答を依頼
- ※ フリーランス向けアンケートについては、フリーランスが所属している業界団体又はヒアリングを実施した制作会社を通じて回答を依頼

## 情報提供フォーム

- 公正取引委員会のホームページ上に映画・アニメ共通の専用情報提供フォームを設置(令和7年1月29日)
- 同年11月末日までに両分野合わせて219件の情報が寄せられ、情報提供者へのヒアリングを実施

# アニメ製作に係る市場の概要（取引主体）

## 取引主体と収益構造（製作委員会方式の場合）

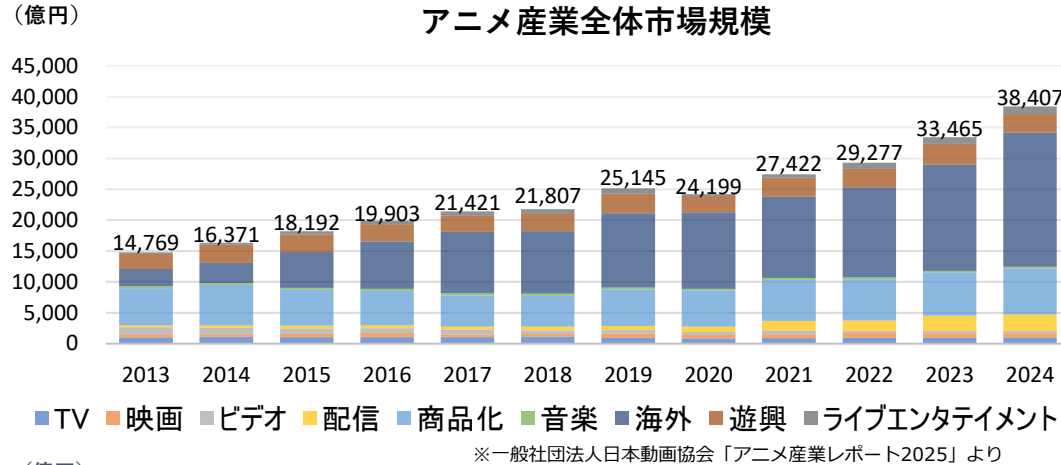


# アニメ製作に係る市場の概要（市場規模等）

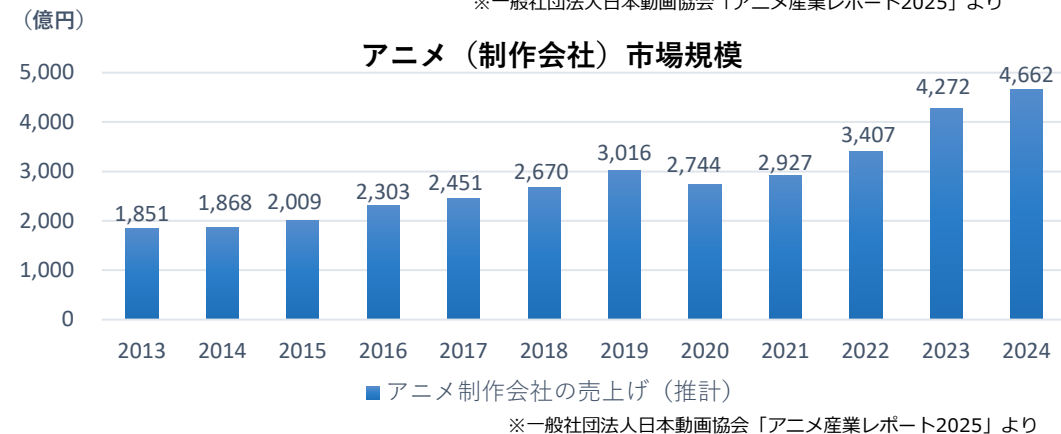
## 市場規模等

## 制作会社の事業概要等

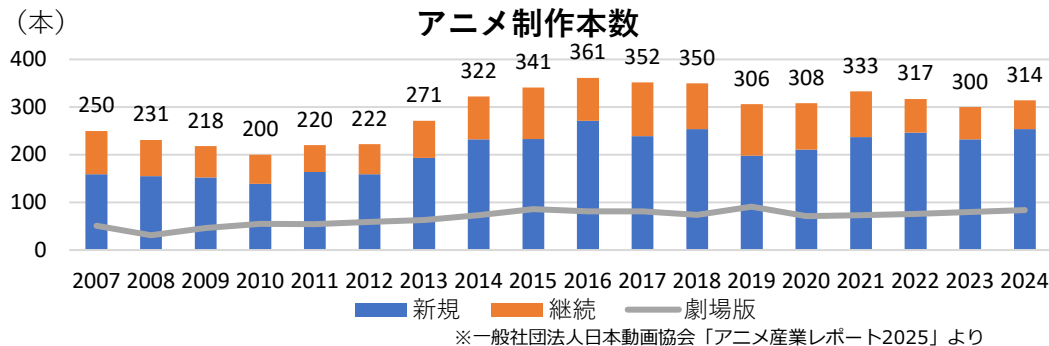
アニメ産業全体市場規模



アニメ（制作会社）市場規模



アニメ制作本数

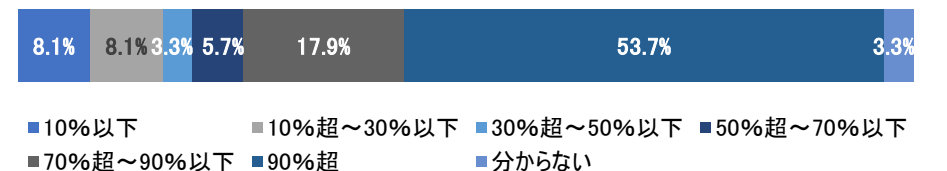


制作会社の資本金及び従業員数

| 資本金<br>従業員数 | 1000万円以下    | 1000万円超<br>5000万円以下 | 5000万円超     | 分からない     | 計             |
|-------------|-------------|---------------------|-------------|-----------|---------------|
| 10人以下       | 35<br>28.5% | 3<br>2.4%           | 0<br>0.0%   | 1<br>0.8% | 39<br>31.7%   |
| 10人超100人以下  | 40<br>32.5% | 9<br>7.3%           | 9<br>7.3%   | 3<br>2.4% | 61<br>49.6%   |
| 100人超       | 5<br>4.1%   | 6<br>4.9%           | 12<br>9.8%  | 0<br>0.0% | 23<br>18.7%   |
| 分からない       | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%           | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0% | 0<br>0.0%     |
| 計           | 80<br>65.0% | 18<br>14.6%         | 21<br>17.1% | 4<br>3.3% | 123<br>100.0% |

※アンケート結果より

制作会社の全売上高においてアニメ制作による売上高の占める割合



※アンケート結果より

制作会社・クリエイター（フリーランス）の数

| アニメ分野  |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 制作会社   | 811社（※1）                        |
| クリエイター | 6,200人（※2）<br>うち5～7割がフリーランスとされる |

※1）一般社団法人日本動画協会「アニメ産業レポート2021」

※2）安井洋輔「わが国のアニメ産業における供給面の課題」（2025）

|                       | 取引段階         | 問題となり得る行為                      | 違反となり得る類型及び適用法令                                       |
|-----------------------|--------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 製作委員会・<br>元請制作会社間の取引  | 契約段階         | ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞            | 取引条件の明示義務（取適法）<br>優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）                |
|                       |              | ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定 | 買ったたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）           |
|                       |              | ◆ 著作権の無償譲渡                     |                                                       |
|                       | 制作過程<br>支払段階 | ◆ 発注取消し                        | 不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                |
|                       |              | ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払           |                                                       |
|                       |              | ◆ 支払遅延（不払）                     | 支払遅延（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                            |
| 元請制作会社・<br>下請制作会社間の取引 | 契約段階         | ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞            | 取引条件の明示義務（取適法）<br>優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）                |
|                       |              | ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定 | 買ったたき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）           |
|                       | 制作過程<br>支払段階 | ◆ 発注取消し                        | 不当な給付内容の変更・やり直し（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                 |
|                       |              | ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払           | 不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                |
|                       |              | ◆ 減額・支払遅延（不払）                  | 減額・支払遅延（取適法）<br>優越的地位の濫用（独禁法）                         |
|                       |              |                                |                                                       |
| 制作会社・<br>フリーランス間の取引   | 契約段階         | ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞            | 取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法）                         |
|                       |              | ◆ 著しく低い報酬水準                    | 買ったたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）<br>協議に応じない一方的な代金決定（取適法） |
|                       |              | ◆ 短納期発注による割増料金等の不払             |                                                       |
|                       | 制作過程<br>支払段階 | ◆ 発注取消し                        | 不当な給付内容の変更・やり直し(フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法)               |
|                       |              | ◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払              | 不当な給付内容の変更・やり直し等（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）              |
|                       |              | ◆ 減額・支払遅延（不払）                  | 減額・支払遅延（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）                       |
|                       |              |                                | 問題となり得る行為等                                            |
| 動画配信事業者・元請制作会社間の取引    |              |                                | 協議に応じない一方的な代金決定（取適法）、視聴回数等の情報の開示                      |

※取適法（改正下請法）が令和8年1月1日から施行されるため、各論においては、取適法の規制に基づいて記載している。

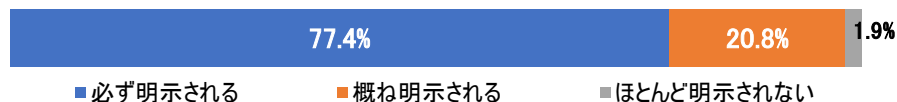
# 取引条件の明示状況、明示時期

## 調査結果

### 【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（元請制作会社）では、「必ず明示される」「概ね開示される」を合わせて約98%が取引条件を明示されている。
  - ヒアリング（元請制作会社）では、「ここ数年、ほとんどすべての取引で取引条件が明示された契約書が交付される」旨の回答が大半。
- ※ 明示された事項として、「制作委託費」「業務内容」「納入時期」「著作権の取扱い」「制作委託費の支払時期」「二次利用料・成功報酬・制作印税等の取扱い」は、それぞれ9割超との回答があった。

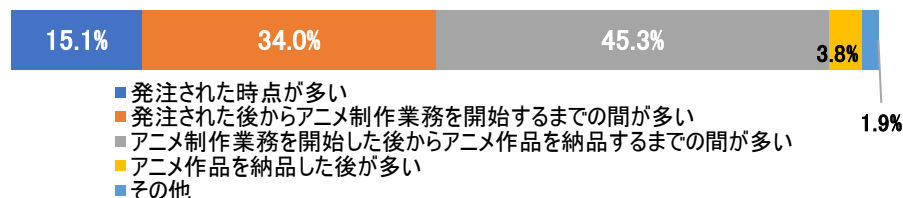
### 取引条件の明示状況（過去5年間）



### 【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（元請制作会社）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は約15%、「発注後から制作業務開始までの間」との回答が約3割、「制作開始後から納品までの間」との回答が約45%、「納品後」との回答が約4%。
- ヒアリング（製作委員会）では、「（発注時点で）制作委託費、制作印税、納期、放送スケジュール、著作権の譲渡などの重要事項等を記載した発注書を交付している」、「発注の時点で制作委託費を決定できないと制作会社から伝えられるため、最低額を決めて発注書を出し、後から幅を持たせるようにしている」などの回答があった。
- 元請制作会社からは、「対価・納期といった取引条件の概要を定めた発注書を受けた後、交渉し、制作過程が3分の1程進んだ時点で契約書を交わす」、「（制作開始の連絡を受けてから）契約書の交付が1年以上遅れることもある」などの回答があった。

### 取引条件等が明示される時期（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

製作委員会との取引における取引条件の書面等による明示状況については、ほとんどの場合で重要事項を含む取引条件が明示されている一方で、明示時期については、製作委員会から元請制作会社への発注後、制作作業に着手した後である例が相当程度あるとみられる。この点、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）は、元請制作会社に対する情報成果物作成委託の発注に際して、直ちに、必要事項を明示しなければならない（取適法第4条第1項）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第4条第1項ただし書）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社がアニメ制作を開始する前に取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で元請制作会社が業務を行うこととなるため、元請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

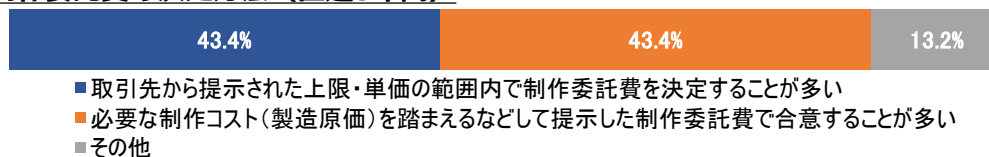
## 取引対価（制作委託費）の設定



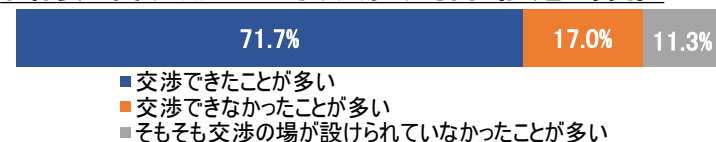
## 調査結果

- アンケート（元請制作会社）では、過去10年で制作委託費が上がっているとの回答が約9割あった。制作委託費の額について「交渉できたことが多い」との回答が約7割。
- 制作委託費のみによる営業損益については、約6割が「赤字」と回答したのに対し、制作印税等を含めた営業損益については約4割が「赤字」と回答。
- 制作委託費に「満足していない」との回答は約6割あり、その理由としては「要求クオリティが高くなっている」、「制作期間の長期化」、「物価上昇分が転嫁できない」とする回答が多い。
- ヒアリング（製作委員会）では、「制作委託費は10年前の倍以上になっている」、「制作会社の交渉力が強くなり、金額を指定されることもある」、「制作コストの上昇に対して制作印税を調整の落としどころとしている」などの回答があった。
- 元請制作会社からは、「制作委託費が上がっても、人件費がそれ以上に上がっている」、「当社のような小規模の元請制作会社では、大きく上がっているとの印象は無い」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「制作会社から要求される制作費の内訳はブラックボックスであり、実際にどのように使われているかは不明である。とはいえ、制作会社に『詳細を示してほしい』と要求すると、『それなら別の作品をやるので、制作をやめます』と断られてしまうような関係性だ」との回答があった。

## 制作委託費の決定方法（直近5年間）



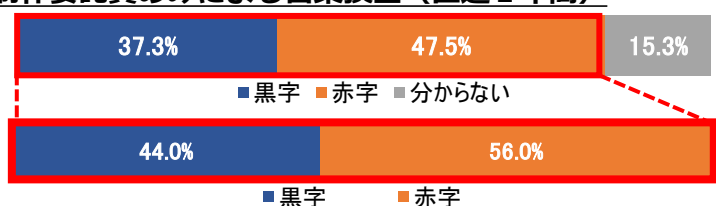
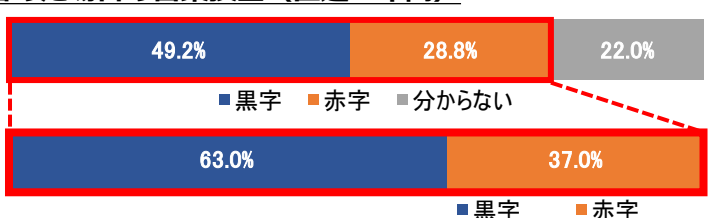
## 制作委託費の額についての交渉の可否（直近5年間）



## 制作委託費の水準の変化（過去10年）



## 制作委託費のみによる営業損益（直近1年間）

制作委託費の他、二次利用料、制作印税、成功報酬等を  
含めた場合の営業損益（直近1年間）

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

※ 直近の事業年度5年間等対象期間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

制作委託費の水準は「上がっている」との回答が約9割あった一方で、制作委託費のみによる営業損益については約6割、制作印税等を含めた営業損益については約4割の元請制作会社が赤字と回答したことなどから、元請制作会社の収益性は依然として高くない状況にあるとも考えられる。このような状況が、直ちに取適法・独占禁止法違反となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に対して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号ハ）。

# 権利が譲渡される場合の対価の設定

## 調査結果

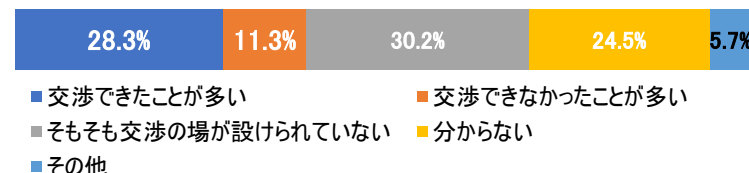
- アンケート（**元請制作会社**）では、元請制作会社に帰属する著作権を譲渡する場合の対価について、「支払われていることが多い」との回答が約4割、「支払われていないことが多い」との回答が約2割であり、支払われる場合「制作委託費に含まれる」との回答が最も多かった。著作権の帰属主体や対価については、「交渉できたことが多い」との回答が約3割、「交渉できなかったことが多い」、「交渉の場が設けられていない」との回答が合計で約4割であった。
- ヒアリング（**製作委員会**）では、「著作権は出資している製作委員会が最終的に保有する」、元請制作会社に帰属する著作権が譲渡される場合の「譲渡対価は制作委託費に含まれている」などの回答があった。
- 元請制作会社**からは、「権利を運用できる制作会社は限られるため、制作会社が著作権を持つ必要性は感じていない」、「制作費は実際に必要なコストに対して赤字ギリギリなので、著作権の対価が含まれるとは考えられない」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「著作権を元請制作会社が保有する場合、著作権ごと納品することを前提に制作委託費を支払っているので、別途譲渡対価という概念は生じ得ない」との回答があった。

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

### 帰属する著作権を譲渡する場合について著作権の対価の支払状況（過去5年間）



### 著作権の帰属主体・譲渡対価についての交渉状況（過去5年間）



## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

著作権の譲渡対価について、製作委員会からは「著作権の譲渡対価は制作委託費に含まれる」との回答があったが、元請制作会社からは「制作費が実際に必要なコストに対して赤字ギリギリなので、著作権の対価がふくまれるとは考えられない」との回答があり、元請制作会社は著作権を実質的に無償譲渡している又は対価として不十分と認識している場合があるものと考えられる。この点、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、通常支払われる対価より著しく低い額を不当に定める場合は、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社に帰属する著作権を「給付の内容」に含めて製作委員会に譲渡させる場合には、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、元請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、製作委員会が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法上の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、制作委託に際して、成果物と併せて著作権を自己に譲渡させる場合に、優越的地位を利用して、一方的に元請制作会社に著しく低い対価で譲渡させることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（製作委員会）では、「作品の制作が中止になった場合の補償は、稼働の実態に応じて支払う。制作開始前に中止となった作品の金銭補償を求められることは無い。同じラインで別の作品を制作できるか等、前向きな協議をすることはしばしばある」との回答があった。
- ・ 元請制作会社からは、「数千万円をかけてプリプロ（プリプロダクション）を進めていた。しかし、途中で制作中断し、それまでに生じた費用も支払われなかった」、「企画開発を別契約として報酬を支払ってくれることもあるので、その場合は企画倒れになっても制作会社が不利益を被ることは無い」との回答もあった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

元請制作会社から、製作委員会が元請制作会社に行った発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた元請制作会社の費用等を負担しないとする回答があった。

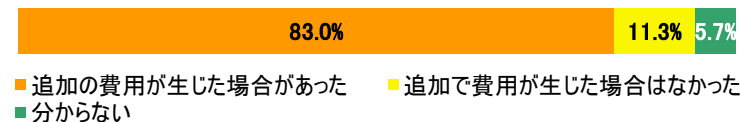
- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注取消しを行い、元請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことにより元請制作会社に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

# 追加制作委託費の支払

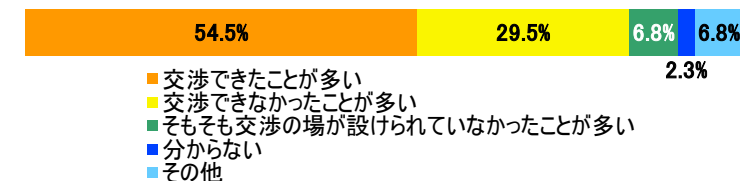
## 調査結果

- アンケート（**元請制作会社**）では、「追加の費用が生じた場合があった」という回答が8割を超えた。追加費用が生じる場合の交渉は、一定程度行われているとみられるが、追加費用の支払については、「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われて、金額として納得できたことが多い」という回答が合計で4割弱、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」、「全く支払ってもらえなかったことが多い」という回答が合計で4割強。
- ヒアリング（**製作委員会**）では、「制作費増加の要望がしばしばあり、都度覚書で取り決める。どの工程で制作費増加の必要が聞き取り、追加の出資をしないとどのような事態が発生するか確認し、協議の上制作費増加の是非を決定する」、「制作会社からの追加要望があれば、協議した上で支払っている」、「製作委員会は全会一致が必要なので、幹事会社が支払いに問題無いと考えていても、追加で支払えないことが多い」などの回答があった。
- 元請制作会社**からは、「追加予算が必要となった場合は、制作委員会と要因を含め交渉する」、「仮に全額出してもらったとしても一般管理費までは出ないため、制作のコストがオーバーした時点で、会社としては赤字となる」などの回答があった。
- 事業者団体からは、「制作費は基本的にスタジオの言い値を受け入れざるを得ないので、原作者リテイクがあると製作委員会としては大変苦しい」との回答があった。

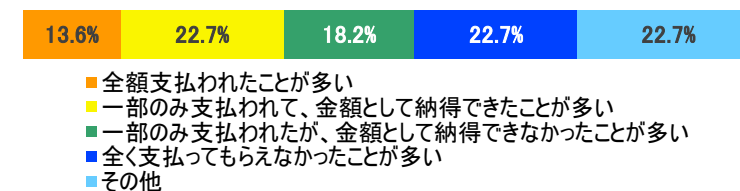
### 追加費用が生じた場合の有無（過去5年間）



### 追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去5年間）



### 追加費用の支払の有無（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

8割超の元請制作会社から過去5年間に、「追加の費用が生じた場合があった」との回答があったが、製作委員会から追加の費用について協議等によって支払われる場合もあるとの回答もある一方で、元請制作会社は責めに帰さない追加費用について製作委員会が支払わない場合もあるとの回答もみられた。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）などを行わせることによって、元請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した分の費用を元請制作会社に対して支払わない等元請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、元請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更したりすることにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（元請制作会社）では、「製作委員会への出資が固まっていないことを理由に、期日までに支払いがなされなかった」、「契約上、初回支払期日が納品前のことがあるが、その期日には支払ってもらえず、なし崩し的に入金が無いこともある」などとの回答があった。
- ・ 事業者団体からは、「製作委員会の中で手続きが滞って支払遅延となることは無い。支払遅延が起こるとすれば幹事会社内の手続の問題であろう」、「支払に関しては、業界全体として、ここ数年本当にしっかりと取り組んでいる。もしかすると5年前はまだ完璧ではなかった部分があったかもしれないが、特に、ここ1～2年は念入りに確認している」との回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

一部ではあるが、製作委員会が、制作委託費をその支払期日の経過後なお支払わない場合があるとの元請制作会社の回答があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、製作委員会（構成事業者）が、元請制作会社の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（元請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1項第2号）。

（※）

※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。契約上、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。また、アニメの制作委託契約では、制作委託費の分割払いに際して、一部の支払期日を納品日より前に定めるケースがみられるが、その場合は、成果物の受領の有無にかかわらず、各支払期日までに支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる。

- 取適法の適用対象でない場合も、製作委員会（構成事業者）が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日に制作委託費を支払わないことにより、元請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 取引条件の明示状況、明示時期

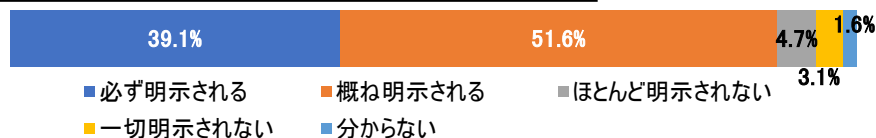
## 調査結果

## 【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（**下請制作会社**）では、取引条件を「必ず明示される」、「概ね開示される」との回答が合わせて9割を超えた。
- ヒアリング（**下請制作会社**）では、「制作開始までの期間が短い場合などは発注書で代替することもある」旨の回答があった。

※ 明示された事項として、「業務内容」、「制作委託費（金額の多寡）」は9割を超えた。一方、「著作権（財産権）等の取扱い（著作権の譲渡・帰属などに関する内容等）」は約4割、「二次利用料・成功報酬・制作印税等の取扱い」、「当初予算超過時の取決め」、「当該作品の収支状況の開示に関する取扱い」は、1～2割程度であった。

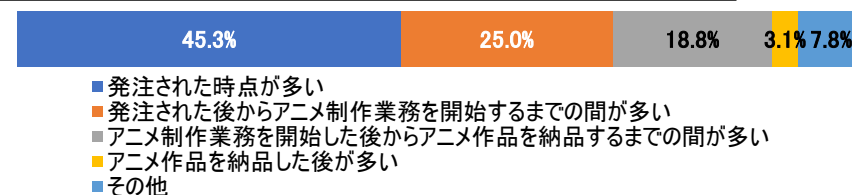
## 取引条件の明示状況（過去5年間）



## 【書面等による取引条件の明示時期】

- アンケート（**下請制作会社**）では、書面等により取引条件等が実際に明示される時期につき、「発注時点が多い」との回答は5割弱であった一方で、「発注後から制作業務開始までの間」「制作開始後から納品までの間」「納品後」との回答も5割弱あった。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「製作委員会との契約において権利処理義務を負う元請制作会社が後々困るため、取引条件を提示するよう努めている」との回答があった。
- 下請制作会社**からは、「契約書はあるが、締結時期は遅い」、「業務着手時点で契約書が作成されていない場合もたまにある」などの回答があった。

## 取引条件等が明示される時期（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

取引条件の明示はおおむね行われているものの、書面等による取引条件の明示が発注時点で行われるとする回答は5割程度にとどまる。

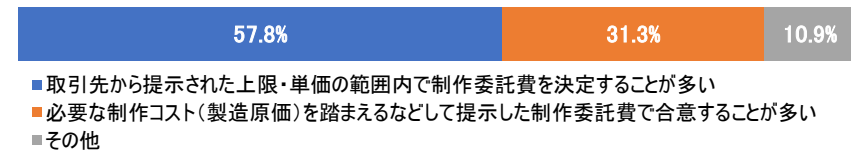
- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合は、元請制作会社は、下請制作会社に対する情報成果物作成委託に際して、直ちに、取引条件を明示しなければならない（取適法第4条第1項）。
- ◆ また、元請制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により明示することが求められる（取適法第4条第1項ただし書）。
- 取適法の適用対象でない場合も、下請制作会社が委託業務に着手する前に書面等により取引条件を明示しないことは、契約内容が不明確な状態で下請制作会社が業務を行うこととなるため、下請制作会社に不利益が生じるおそれがあるなど、優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る。

## 取引対価（制作委託費）の設定

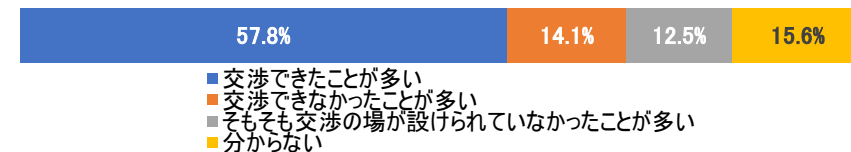
## 調査結果

- アンケート（**下請制作会社**）では、制作委託費の決定方法につき、「取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を決定することが多い」との回答が約6割、（制作会社が）「必要な制作コストを踏まえるなどして提示した制作委託費で合意することが多い」との回答が約3割あった。
- 制作委託費の額について「交渉できたことが多い」との回答が約6割。
- 約8割の下請制作会社が、制作委託費の水準が上がっていると回答しているが、制作委託費のみによる営業損益につき、3割強が「赤字」と回答した。
- 約7割の下請制作会社が制作委託費に「満足していない」とし、「要求クオリティが高くなっている」「そもそもの制作委託費が低い」「物価上昇分が転嫁できない」を主な理由とした。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「近年の物価高を受けて、当社から上乗せの必要がないか打診している」、「労務費等の転嫁が必要な場合があることは承知しているが、説明や根拠も示されずに価格引上げだけ求められることもあるので、交渉が必要になる」などの回答があった。
- 下請制作会社**からは、「求められるクオリティが上がっているにもかかわらず、単価は昔と大して変わっていない」、「制作委託費の増加分は制作期間延長に伴う人件費の増加分、諸経費の増加分にあてがわれているため、当社の実質的な報酬が上がっているという実感は無い」などの回答があった。

## 制作委託費の決定方法（過去5年間）



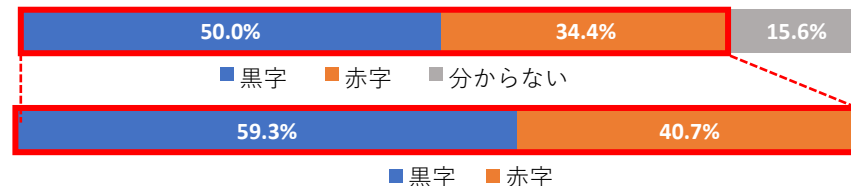
## 制作委託費の額の交渉の可否（過去5年間）



## 制作委託費の水準の変化（過去10年）



## 制作委託費のみの営業損益（直近1年間）



※ 直近の事業年度5年間等対象期間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

制作委託費の水準は「上がっている」との回答が約8割あった一方で、制作委託費のみによる営業損益については下請制作会社の3割強が赤字と回答したことなどから、下請制作会社によっては収益性が高くない状況にあると考えられる。このような状況が、直ちに取適法・独占禁止法違反となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社に対して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえることなく、通常支払われる対価に比し著しく低い対価を不当に定める場合には、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ また、元請制作会社が、下請制作会社から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金額の決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、要求クオリティの高度化、制作期間の長期化、物価上昇などの状況を踏まえた協議を十分に行わず、一方的に著しく低い対価を設定することにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（**下請制作会社**）では、音響の下請制作会社から、「自らに非が無いのに（作画工程の変更の結果音響効果が不要になったなどで）取引が中止になる場合、途中の作業量分までの報酬は支払われる」、「スケジュールが変更になっても、元請制作会社との契約が途中で切れることは無い」などの回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

下請制作会社から、発注が取り消された場合には、「途中の作業量分までの報酬は支払われる」、「スケジュールが変更になっても、元請制作会社との契約が途中で切れることは無い」との回答があり、元請制作会社が、下請制作会社に不利益が生じないように努めているとの回答がみられた。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに発注を取り消し、下請制作会社が行った作業に掛かる費用等を負担せずに、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社に行った制作委託の発注を取り消し、発注取消しを行うまでに生じた費用を負担しないことにより下請制作会社に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

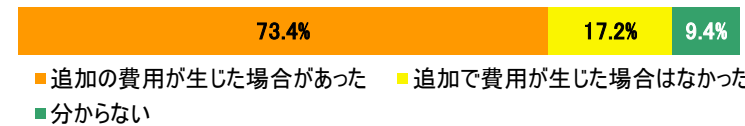
## 追加制作委託費の支払



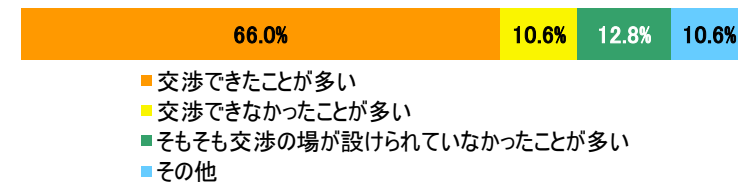
## 調査結果

- アンケート（**下請制作会社**）では、「追加の費用が生じた場合があった」という回答が7割を超えた。追加費用が生じる場合の交渉については、一定程度出来ていると思われるが、追加費用の支払については、「全額支払われたことが多い」、「一部のみ支払われて金額として納得できたことが多い」という回答は、合わせて6割弱、「一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い」、「全く支払ってもらえなかったことが多い」という回答は合わせて3割弱あった。
- ヒアリング（**元請制作会社**）では、「下請制作会社は、成果物の納品後直ちに制作費の全額を請求してくる」、「月額払いの場合はリテイク指示により月をまたいで作業が延長すればその分の金額を支払っている」との回答があった。
- 下請制作会社**では、「カットごとの受注の場合は、リテイクが発生した場合は、追加の作業料が発生することが通常である」、「求めるクオリティに達していない場合、リテイクを要求されることがあるが、クオリティの判断基準は曖昧」、「制作内容の変更により制作期間が延長し、当初の制作委託費では不足する場合、追加の交渉をする。必ず追加されるとは限らない」、「仕上げ工程を請けたが、前工程に対する修正が発生し、契約外の動画検査として泣く泣く修正させられる」との回答があった。

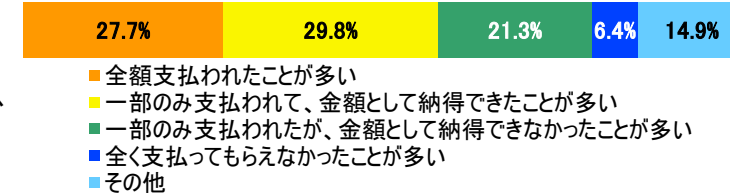
## 追加費用が生じる場合の有無（過去5年間）



## 追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去5年間）



## 追加費用の支払の有無（過去5年間）



※ 直近の事業年度5年間における傾向について、下請制作会社に回答を求めたもの

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

7割超の下請制作会社から追加費用を要する状況が生じた経験があったとの回答があったが、元請制作会社と下請制作会社の協議等によって元請制作会社から追加の制作委託費が支払われる場合もあるとの回答もあった。一方で、追加費用の発生原因が下請制作会社の責めに帰さないと考えられる場合であっても、元請制作会社が追加費用を支払わない場合もあるとの回答もみられた。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）などを行わせることによって、下請制作会社に追加の費用が発生した際に、その増加した分の費用を下請制作会社に対して支払わない等、下請制作会社の利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、下請制作会社にやり直しを要請したり、一方的に取引条件を変更したりすることにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 調査結果

## 【減額】

- ・ ヒアリング（**下請制作会社**）では、「元請制作会社からグロス請けをしたがアニメ制作終了後、当初提示された金額から減額された額が振り込まれた。その後定期的に残債分を支払うように催促しているが未だに支払われていない」、「発注者がこれまで報酬の金額から振込手数料を一方的に減額していた」という回答があった。

## 【支払遅延（不払）】

- ・ ヒアリング（**下請制作会社**）では、「納品したが、支払期日になっても支払がなく確認したところ、『お金がないので支払えない』と言われ、一年経った今でも支払われていない」、「報酬を踏み倒されたことは幾度かある」などの回答があった。

## 取適法上及び独占禁止法上の考え方

## 【減額】

一部ではあるが、発注時の代金額から、減額されたと回答した下請制作会社があった。

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の責めに帰すべき理由が無いのに、代金を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第5条第1項第3号）。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた対価を減額し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）として問題となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 【支払遅延（不払）】

一部ではあるが、代金をその支払期日の経過後なお支払われない又は不払があると回答した下請制作会社があった。

- ◆ 取適法の適用対象の取引である場合には、元請制作会社が、下請制作会社の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（下請制作会社から成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお支払わない場合は、取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1項第2号）。（※）
- ※ 契約上、支払期日を受領日から60日以内に定めている場合は、当該支払期日までに代金を支払わなければ、受領日から60日以内に支払いを行ったとしても、取適法上の問題となる。また、支払期日を定めていない場合は、受領日までに代金を支払わなければならない。
- 取適法の適用対象でない場合も、元請制作会社が、優越的地位を利用して、正当な理由が無いのに、契約で定めた支払期日に代金を支払わないことにより、下請制作会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となる（独禁法第2条第9項第5号八）。

## 調査結果

## 【書面等による取引条件の明示状況】

- アンケート（フリーランス）では、「仕事の内容」、「報酬の額又は単価」、「支払期日」、「納入時期」について、「事前に書面で伝えられている」とする回答が約4～5割程度であった。
- ヒアリング（制作会社）では、「取引条件は、複写式の制作伝票（発注書）に記載している」との回答があった。
- 事業者団体からは、フリーランス法の影響で積極的に明示を行っている、契約形態によって明示状況が異なる旨の回答があった。

## 【書面等による取引条件の明示時期】

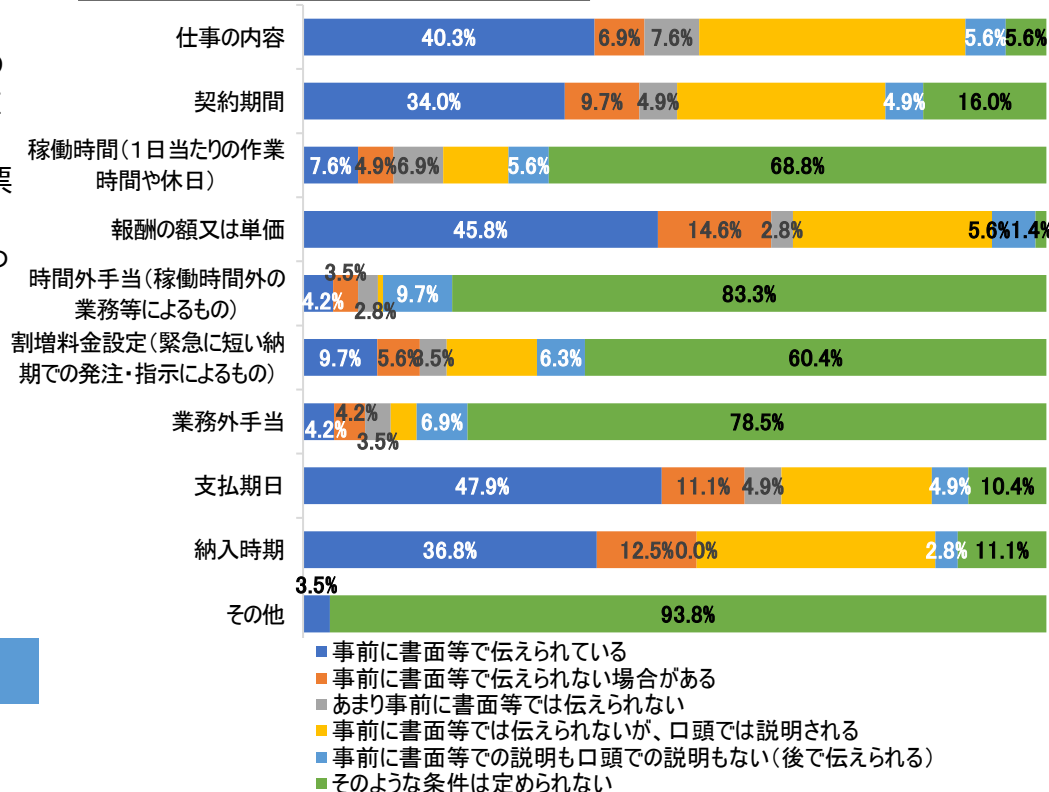
- アンケート（フリーランス）では、「発注された時点が多い」との回答が約4割あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「初回打合せで発注書と契約書にサインしてもらうことが多い」との回答があった。
- フリーランスからは、過去のトラブルの経験から「着手前には書面をもらうように交渉している」との回答があった。

## 取引条件等が明示される時期（過去3年間）



- 発注された時点が多い
- 発注された後からアニメ制作業務を開始するまでの間が多い
- アニメ制作業務を開始した後から納品する（業務完了）までの間が多い
- 納品した（業務完了）後が多い
- その他

## 取引条件の明示状況（過去3年間）



※ 直近の3年間における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上の考え方

書面により取引条件が明示されることが多くなっているとのフリーランスの回答もある一方で、取引条件のうちフリーランス・事業者間取引適正化等法上書面等で明示することが求められている「仕事の内容」、「報酬の額または単価」、「支払期日」、「納入時期」等の主要な事項であっても、書面等での明示等が発注時点で行われることは半分以下にとどまるとみられる。

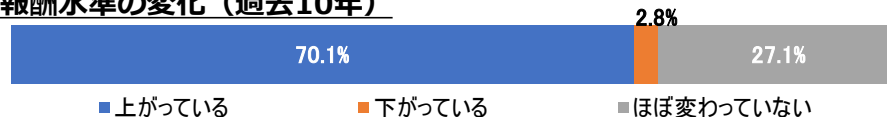
▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象である場合に、制作会社は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、フリーランス・事業者間取引適正化等法で規定する明示すべき事項を記載した発注書面などの書面等により取引条件を明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）。

▲ また、制作会社においては、確定した事項について直ちに書面等により取引条件を明示し、未定事項についても十分に協議をした上で可能な限り早期に定め、その後直ちに補充書面等により取引条件を明示することが求められる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項ただし書）。

## 調査結果

- アンケート（フリーランス）では、報酬水準について「上がっている」との回答が約7割あった。
- 報酬への満足度は、半数以上が「満足していない」と回答した。理由としては、「物価の上昇に追いついていないから」、「そもそもの報酬/単価が低いから」という回答が約9割あった。
- ヒアリング（制作会社）では、「作画の報酬単価はこの3年で130%上昇している」、「出来高制であった職種も人材確保のために拘束契約（月額報酬）とすることが急増しており人件費が上昇している」、「拘束契約や社員化が進んでいるため報酬水準は桁違いに上がっている」との回答があった一方で、「自転車操業であり、交渉に十分に応じてあげられていない」との回答もあった。
- フリーランスからは、「動画は200円～250円位の単価仕事なのでともに生活費を得られない」、「クオリティが高い作画が求められており、単価が上がっても作業量には見合っていない」、「演出の報酬はここ数年上昇しているが、業務が増加しているため割に合わない」、「交渉するには、次の仕事が無くなる可能性があることを覚悟しないとイケない」などの回答があった。

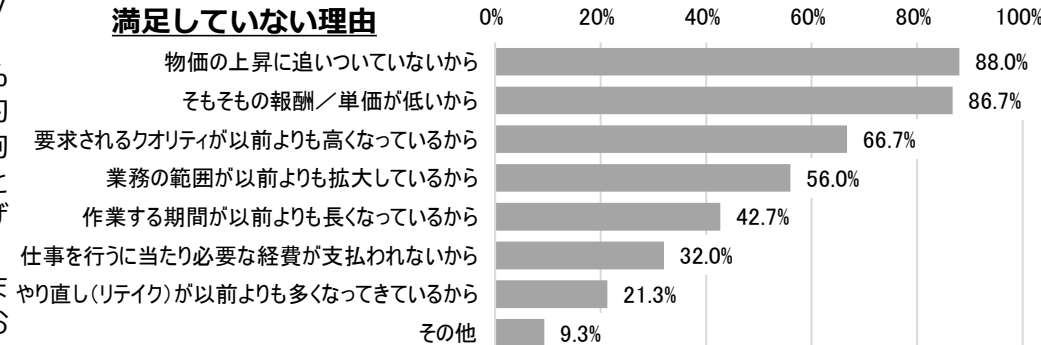
## 報酬水準の変化（過去10年）



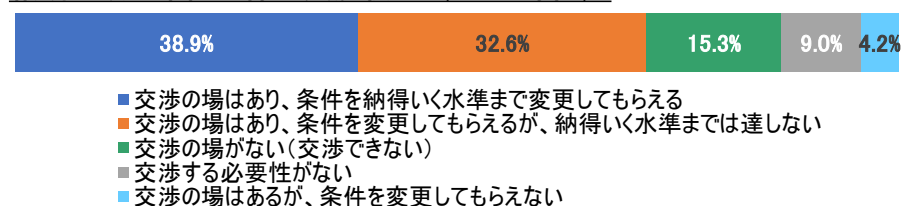
## 報酬水準への満足度



## 満足していない理由



## 報酬の額や単価に係る交渉状況（過去3年間）



※ 直近の3年間等における傾向について、フリーランスに回答を求めたもの

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

報酬の水準については、職種によって傾向が異なるとみられるものの、7割のフリーランスが報酬の水準が上昇していると回答しており、報酬の水準が上昇傾向にあるとみられる。しかし、物価の上昇や、そもそもの報酬/単価が低かった、要求クオリティの高度化といった理由により、過半数が現在の報酬水準に満足していない。このような場合に、直ちに、フリーランス・事業者間取引適正化等法又は取適法違反となるわけではないが、

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買いたたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスに対して、物価上昇などの状況を踏まえて、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第5号）。
- ◆ 取適法上の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスから価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合には、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2条第4号）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（制作会社）では、「短納期でフリーランスに発注するのであれば特急料金を支払うことはある」との回答があった。
- ・ フリーランスからは、「急を要する発注の場合は、交渉して特急料金をもらうようにしている。増額根拠が明確なので短納期の場合は比較的交渉しやすい」との回答があった。一方で、「どれだけ急ぎの仕事であっても、夜中に稼働せざるを得ない仕事であっても、割り増し料金というものは無い」との回答もあった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

制作会社がフリーランスに対して、短納期での発注を行ったにもかかわらず、割増料金がなかった等のフリーランスの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、短納期発注を行う場合に、通常対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（買いたたき）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、短納期発注を行う場合に、通常対価に比し著しく低い代金を不当に定めることは、取適法上の問題（買いたたき）となる（取適法第5条第1項第4号）。また、制作会社が、フリーランスから短納期発注についての価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金（報酬）を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。

## 調査結果

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「絵コンテの確認など準備作業を進めていた段階で発注を取り消されたが、着手していた分の報酬は出なかった」、「発注が取り消されたことによって空いてしまった期間に他の仕事をすぐに見つけることはできないため、急に仕事を取り消されてしまうと生活が立ち行かなくなることがある」との回答があった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

一部の取引において発注が取り消され、既に行った作業に対する報酬等が支払われなかった旨の回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに発注を取り消し、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、フリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合は、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに発注を取り消し、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を負担せずに、フリーランスの利益を不当に害する場合は、取適法上の問題（不当な給付内容の変更）となる（取適法第5条第2項第3号）。

## 調査結果

## 【期間延期・延長】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「月額固定報酬のフリーランスとしては、延長されてもその分報酬が継続して支払われるため、報酬面でデメリットは無い」との回答があった一方で、「1話単位の報酬となる職種の場合は、制作期間が延長すると、増額なく拘束期間が伸びるため、延長した分報酬価値が相対的に下がる」との回答もあった。

## 【やり直し（リテイク）】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「海外に発注した作画の低クオリティが原因で、1話分まるまるリテイクとなり、（色指定検査を担当していた自分は）実質的に2話数分の作業を行ったのだが、報酬は当初に決めた1話分の単価しかもらえなかった」、「製作委員会によるリテイクの際の追加報酬は出ない。製作委員会によるリテイクは理不尽な内容が多く、前の工程の段階で製作委員会から承諾を得ていたにもかかわらず、『キャラクターの顔がかわいくないのもう少しかわいくして』などと、漠然としたリテイク指示もある」との回答があった。
- ・ 事業者団体からは、「絵コンテなどはリテイクを求められることはあるが、重要な役割であるため、仕事の性質上リテイクが前提となっている」との回答があった。

## 【当初の給付内容と異なる作業の追加】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「他セクションの未熟な作業の尻拭いをさせられる場合であっても、追加報酬は無い」、「（動画検査であるのに）通常は作画監督が行う範囲まで修正をさせられ、作画監督としての報酬は出ない」、「第二原画の案件を受けたが、締切りに間に合わないということで本来作画監督が行う業務（第一原画の修正）も作業をさせられた」との回答があった。

## 【その他の給付内容の変更】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「急務の作業や納期の早期化により作業が忙しくなることはあるが、それにより追加報酬が支払われることは無い」、「動画検査の1話当たりの作業期間は3か月であるが、多くの場合でスケジュールは遅延し、ひどい場合だと作業期間が1か月よりも短くなる。仕事量が変わるわけではないが、そうなるも特急料金など報酬が増えることは無い」との回答があった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

フリーランスから、期間延期・延長、当初の給付内容と異なる作業の追加、やり直し（リテイク）、その他の給付内容の変更があり、追加報酬等が支払われなかったことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合は、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、制作期間の延期・延長、当初の契約内容と異なる業務、やり直し（リテイク）等を行わせることによって、フリーランスに追加の稼働が発生した際に、制作会社が追加の報酬を支払わない等、フリーランスの利益を不当に害する場合には取適法上の問題（不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）となる（取適法第5条第2項第3号）。

## 調査結果

## 【減額】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「私の責任ではなく制作会社の都合でヘルプを付けざるを得なくなった際、私の報酬からヘルプ費用を補填するということで、当初合意していた単価から数万円減らされた」、「契約期間を定めた半拘束で請けた際に、最終月の報酬が支払われなかったことがある」、「制作会社への請求時に、振込手数料を負担してもらう旨を記載した上で請求書を発行しているにもかかわらず、振込手数料を報酬から勝手に差し引かれることがある」との回答があった。

## 【支払遅延（不払）】

- ・ ヒアリング（フリーランス）では、「制作会社の資金繰りの悪化で、支払いが支払期日から遅れたことがある」、「納品したにもかかわらず、数話分の報酬が支払われなかったことがある。この作品は遅延等により長期間携わった作品で、平行して他の仕事を請けることもできなかったため、収入の無い期間が長く続いた」、「制作会社から、月額報酬と説明を受けていたにもかかわらず、一部期間無報酬とされたことがある」などの回答があった。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法上及び取適法上の考え方

## 【減額】

一部ではあるが、フリーランスから、納品後に当初合意のあった金額から減額されたことがある、振込手数料分を減額されたことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき事由が無いのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずることはフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（報酬の減額）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1条第2項）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの責めに帰すべき理由が無いのに、委託代金の額を減ずることは取適法上の問題（代金の減額）となる（取適法第5条第1項第3号）。

## 【支払遅延・不払】

一部ではあるが、フリーランスから、支払期日に遅れて支払われたことがある、報酬が一部支払われなかったことがあるとの回答があった。

- ▲ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引である場合、制作会社が、フリーランスの給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（フリーランスから成果物を受領した日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内において定めた支払期日の経過後なお報酬を支払わない場合はフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題（期日における報酬支払義務違反）となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第5項）。
- ◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象でない場合も、取適法の適用対象となる取引である場合には、制作会社が、フリーランスへの委託代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合は取適法上の問題（支払遅延）となる（取適法第5条第1条第2号）。

# 制作委託費等の取引条件

## 調査結果

- アンケート（**元請制作会社**）では、制作委託費の額について（国内外の配信事業者と）「交渉できたことが多い」との回答が75%。制作委託費の額への満足度は「満足している」が25%、「満足していない」という回答が約6割あった。制作委託費以外の報酬への満足度については、「満足している」が1割弱、「満足していない」との回答が半数あった。
- ヒアリング（**動画配信事業者**）では、「制作委託費とは別に制作委託費の何%といった形で、一定割合を一般管理費として口座を分けて支払っている」、「サブスクリプション契約で、個々の作品が直接収益に紐づくものではないため収益に連動させる報酬支払方法は難しい」との回答があった。制作委託費以外の報酬については、「制作委託費以外の報酬（制作印税、成功報酬）を支払うことは一般的ではないが、作品の経緯や個別の交渉次第で何らかの追加報酬を支払う合意をする可能性もある」との回答があった。また、追加費用については「追加費用が生じた場合は根拠を提示してもらえれば、協議の上、超過分を負担している」との回答があった。
- 元請制作会社**から、「費用の内訳を逐一報告する必要があり、印税が無いものの必ず実費の制作コストは回収できる。製作委員会方式と異なり、絶対に赤字にはならないのは制作会社にとってメリットが大きい」との回答があった。一方で、「外資系動画配信事業者は買い切りの契約であるため、制作印税といったヒットの恩恵はなく、一時的な額面は多くとも、作品の生み出す経済価値は低くなる」との回答もあった。

## 取適法上の考え方

動画配信事業者と元請制作会社から、製作コストが実費として支払われる他、元請制作会社の一般管理費が別途支払われる、追加費用が発生した場合には合理的な根拠が示されればほとんどの場合で支払われる旨の回答があり、元請制作会社が営業利益（黒字）を得やすい状況にあるものとうかがえる。一方で、制作印税や成功報酬等の仕組みは一般的には採用されておらず、動画配信事業者が制作委託費を全額負担する代わりに著作権の譲渡を受ける「買い切り方式」が一般的であるとみられ、製作委員会方式で制作印税等を得ている元請制作会社からは結果的に利益が大きくない旨の回答もある。このような状況が直ちに取適法上問題となるわけではないが、

- ◆ 取適法の適用対象となる取引である場合、元請制作会社からレベニューシェア型（作品の売上や視聴回数等に応じて支払われる成果連動型の報酬方式）を含めた価格に関する協議の求めがあったにもかかわらず、動画配信事業者が、協議に応じなかったり必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、取適法上の問題（協議に応じない一方的な代金決定）となる（取適法第5条第2項第4号）。

## 制作委託費の決定方法（過去5年間）



- 取引先から提示された上限・単価の範囲内で制作委託費を決定することが多い
- 必要な制作コスト（製造原価）を踏まえて提示した制作委託費で合意することが多い
- その他

## 制作委託の額についての交渉の可否（過去5年間）



- 交渉できたことが多い
- 交渉できなかったことが多い
- 分からない

## 制作委託費の額への満足度（過去5年間）



- 満足している
- 満足していない
- 分からない

## 制作委託費以外の報酬についての満足度（過去5年間）



- 満足している
- 満足していない
- 分からない

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

# 動画配信事業者による視聴回数等の情報開示

## 調査結果

### 【視聴回数等情報の意味合い】

- ヒアリング（製作委員会・元請制作会社）では、「マーケティングの観点から、視聴された回数は把握したい」「次回作品の制作・配給・興行に生かせないため、最低でも視聴人数、更には年齢別の視聴人数といったデモグラフィックなデータがあればうれしい」との回答があった。

### 【視聴回数等情報の開示状況】

- アンケート（元請制作会社）では、（国内外の配信事業者からの）視聴回数の開示につき、「開示されることが多い」及び「閲覧請求を行えば開示されることが多い」との回答が5割、「開示されないことが多い」との回答が5割であった。
- ヒアリング（動画配信事業者）では、「配信後に作品の振り返りの場を必ず設けており、同作品がどの程度視聴された等については、必要に応じて共有している」などと、一定程度の情報開示を行っている旨の回答があった。一方で、ユーザーの属性や視聴時間帯等の詳細な情報については、費用が掛かることや営業秘密であることを理由として開示を行うことが困難であるとする等の回答があった。
- 製作委員会及び元請制作会社（配信事業者から制作委託を受けた経験のある会社）からは、「国内動画配信事業者には再生数のデータは毎月ごとに結果を出してくれる会社もあるが、特に海外配信事業者は全く情報を出さない」との回答があった。

### 閲覧回数の開示状況（過去5年間）



- 開示されることが多い
- 貴社から動画配信事業者に閲覧請求を行えば開示されることが多い
- 開示されないことが多い

※ 直近の事業年度5年間における傾向について、元請制作会社に回答を求めたもの

## 競争政策上の考え方

ヒアリング調査によると、動画配信事業者は、製作委員会や元請制作会社といった取引先（コンテンツプロバイダー）に対して、特にフラット型契約（許諾期間等に応じたライセンス使用料（固定額）を取引対価とする契約）となっている場合は、視聴回数等の情報を開示していない又は開示する情報の内容や精度がコンテンツプロバイダーの望む程度に達していない場合があるとみられる。これらの情報は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、制作委託費又はライセンスの対価の交渉の基礎となり得るものである。

動画配信事業者は、取引の相手方であるコンテンツプロバイダーに対して取引上の地位が優越している可能性があり、動画配信事業者が視聴回数等の情報をコンテンツプロバイダーに提供しない場合に優越的地位の濫用に該当するか否かの判断に当たっては、両者の間で十分な協議が行われたか、動画コンテンツの需給関係等の事情を勘案して総合的に判断されることとなる。そのため、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、コンテンツの対価については、動画配信事業者とコンテンツプロバイダーの間における十分な交渉を通じて設定されることが望ましく、そのため、レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、動画配信事業者は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉に必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴状況等に係る情報を提供することが望ましい。

- ◆ 独占禁止法上、取適法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる行為の未然防止の観点から、製作委員会の構成事業者、制作会社、フリーランスに係る関係事業者団体等に対して、本報告書の内容を周知。
- ◆ 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法等の違反行為に対しては厳正・的確に対処。
- ◆ 本報告書の内容を基に、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定、公表する予定。